

平成21年12月8日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	北	村	和	博
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	北	御門	敏	則
会	計管理者兼会計課長	岩	田	輝	寛
企	画課長	藤	田	洋	一郎
総	務課長	中	川		宏
財	政課長	迎		和	泉
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	田	中	一	枝
税	務課長	中	村	和	典
福	祉事務所長	峰	松	靖	規
保	険健康課長	打	上	俊	雄
農	林水産課長	森	田	利	明
商	工観光課長	松	浦		勉
ま	ちなみ建設課長	平	石	和	弘
環	境下水道課長	亀	井	初	男
水	道課長	福	岡	俊	剛
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼教育総務課長	田	中	敏	男
生	涯学習課長兼中央公民館長	谷	口	秀	男
同	和对策課長兼生涯学習課参事	中	村	信	昭
農	業委員会事務局長	井	手	清	治
監	査委員	植	松	治	彦

平成21年12月8日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成21年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	14 松 尾 征 子	1. すべての市民が憲法25条に保障された生活をするために (1) 貧困と雇用 (2) 貧困と子ども (3) 新型インフルエンザ 2. 後期高齢者医療制度について 3. やっぱり新幹線長崎ルートはいらない
2	8 福 井 正	1. 住みたくなる鹿島市づくりへの取り組みについて (1) 鹿島市の子育て支援について（0才児から18才までの子育て支援） ① 妊娠期支援の現状は ② 中高生支援の現状は ③ 総合的支援の部署は (2) 小中学校校庭の芝生化の可能性について ① 芝生化について市長・教育長の考えは ② 蟻尾山運動公園や北公園の芝生化費用と運営費は ③ 地区及びPTAとの連携は
3	2 松 尾 勝 利	1. 新型インフルエンザ (1) 感染状況と今後の予測について (2) 行政、教育機関等現場の対応について (3) 診療体制、ワクチン接種について 2. 有明海再生 (1) 国営諫早湾干拓事業の開門調査の動きについて (2) のり漁期中の公共下水道処理水の利用について
4	9 水 頭 喜 弘	1. 水環境問題について 2. 雇用問題について 3. 要援護者の避難支援対策について

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。まず、14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。14番松尾です。通告に従いまして質問をしたいと思えます。

今回、私は貧困ということで上げておりますが、通告をしましてからも、今の日本の動きというんですかね、中央の動きを見ておりますと、毎日毎日ますますどうなるんだろうかというような、そういう不安な要素がたくさん出てきていると思えます。きょうの新聞なんか見ましても、扶養控除廃止、負担増23項目というような、ますますこれは大変な状態になってきそうだし、さらには正社員なんかがどんどん首を切られているというような状況の中、本当にどうきょうは質問をしたらいいだろうかというような気持ちもありますが、一応私の準備しておりますところで質問していきたいと思えます。

御承知のように、昨年暮れからことしにかけて取り組まれてきました年越し派遣村の取り組み、これが始まってから、本当に反貧困の取り組みというのが全国的に大きく広がってきたと思えます。これにより格差、貧困がますます明らかになってきたと。私もこれまで機会あるごとに、鹿島市民の生活の実態を明らかにして、生活困難な人たちの生活を守る市政をと訴えてきました。しかし、逆に市民の生活は日々悪化するもので、そればかりか、今のままだと全く先も見えない状況だと思えます。生活困難な人の多くが仕事がない、仕事を何とかしてほしい、この声なんです。

ところが、今日どんなに仕事を求めても、暮らしていけるような仕事がない現状です。この1年間に共産党の生活相談所を頼って、数多くの人たちが相談に見えました。その人たちの大部分が既にハローワークへ足を運び、いろんなところに手を尽くして求職活動をしてきた人たちです。まだ40代の男性、小学校、中学校の子供を持ち、派遣切りに遭い、結局奥さんは子供を連れて別れてしまい、男性が家を出ることになり、住む家もないと駆け込む、単身であるが仕事がなく、毎日職安に通い仕事を探すが、適当な仕事はない、2年もこのような状態が続いて無収入のために、生活費は自然と銀行やサラ金からの借り入れ、しかし、これも行き詰まり、生きる希望もなくなっていたやさきに、人に勧められて私のところに相談、高齢の母親と2人住まい、勤めてはいるが生活できる収入ではない。お母さん、死んでしまおうか、子供の口から何度も出ましたとお母さんがおっしゃいました。事例を挙げれば切りがありませんが、詳しいお話を聞きながら、何とか頑張ってみますと帰られた方もありますが、やはり先の見えない人たちの最後の頼みの綱は、生活保護ということになります。

今さら言うまでもありませんが、生活保護制度は憲法25条の「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との理念を具体化したものというのはだれもが承知のことだと思えます。生活保護法では、「国が生活困窮するすべての国民に対し、その困窮

の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」との国の責任が明記されております。このことを見ますと、生活保護はだれもが申請できて、要件に合っている場合は無差別、平等に受けることができるものだと思えます。

まず、このことについて、今日の実態とも照らし合わせながら、市長はどのように理解をされているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、雇用との関係ですが、仕事がないというのはもちろん全国的な現象ですが、特に鹿島市においては、企業もそんなに多いわけではありませんから、余計この問題は大変なわけですが、今、雇用問題については、もう民間ではどうにもならない状況、行き詰まった状況にあります。自治体、つまり市が具体的に対策を立てるべきだと思います。行政としても相談の窓口もあるようですけど、今日の状況の中で、この雇用問題について市が具体的にどういう取り組みをなさっているのか、まず、お尋ねをします。

次に、貧困と子供の問題です。

子供の貧困の問題、これは2007年の国連総会で、子供の貧困についての定義を採択したと思います。そこでは、子供の貧困とは、単にお金がないというだけではなく、子供の権利条約に明記されている、すべての権利の否定と考える認識が示されていると思いますが、私は、この子供の貧困問題を扱うと、これだけでも非常に幅が広がってきますので、全体的な問題ではなく、今のこの不況の中で、家庭のいろんな経済的に落ち込んでいる中で、子供たちにどういう影響が出てきているのか、特に学校教育の中で、義務教育の中でどういう影響が出てきているかということについて、そういう状況があれば、まずお答えをいただきたいと思えます。

次に、新型インフルエンザの問題です。

これ、私は、ここの貧困のところによってお尋ねするのは、今、ますますインフルエンザが広がってきて、学級閉鎖という声も聞かれておりますが、まず、お尋ねをしまのは、小・中学校のインフルエンザによる学級閉鎖を含めた状況がどうなっているかということをお尋ねしたいと思います。

続きまして、後期高齢者医療制度の問題です。

高齢者の医療を抑えるために、前の自公政権は長年にわたって高齢者を差別する医療制度の実現を目指してきました。国民に約2兆円の負担増を押しつける医療保険改悪案が参議院厚生委員会で可決され、このとき、老人医療制度について、できるだけ早期に新たな制度の創設も含めた抜本的見直しを行うという附帯決議が、自民、民主、社民などによって共同提案され、可決されています。これに反対をしたのは日本共産党だけでした。その後の健康保険改悪法案の審議では、老人保健制度にかかわる新たな高齢者医療制度の創設については、早急に検討をし、02年度に必ず実現、老人医療、慢性疾患については包括・定額化をさらに

進めるという附帯決議が、自民、民主、公明、社民など共同提案で出され、共産党以外の賛成で可決しております。政府はこれにより後期高齢者医療制度をつくることを始めています。それにあわせて、いろんな医療改悪案が出されています。このような政府の法案づくりが行われるときから日本共産党は、高齢者に高額な負担と差別医療を押しつける内容を、医師会などの団体はもちろん、多くの全国の国民の皆さんに知らせて、廃止・撤回を呼びかけてきました。このような動きの中で、後期高齢者医療制度がつくられてきました。私も議会で何度も廃止を訴え、直接市民の皆さんにも、この法案がいかに悪法かということを訴えてまいりました。制度ができるときは共産党のみが反対でしたが、共産党の全国におけるキャンペーンの取り組みの中で、地方の自治体で見直しや廃止の決議が広がり、参議院では昨年6月、共産、民主、社民、国民新党の共同提案により、廃止法案が成立しました。その後の衆議院選挙で民主党が政権をとりましたので、いよいよ一番にこの法案が廃止されるという期待を持ったのは、私だけではなかったと思います。昨年の参議院で、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられる内容になっていないので、一刻も早く廃止をさせていただきたいと訴えたのは、民主党の議員の人たちです。

ところが、今日になって、民主党が政権をとったものの、廃止に待ったをかけています。私は直ちに廃止をすべきだという立場ですが、まず、この制度がこれまで実際に運用されてきて、関係する高齢者の人たちに何をもたらしてきたのか、このことによって高齢者の人たちがどういう状況になってきたのかということについて、まず、お尋ねをしたいと思います。

次に、新幹線長崎ルートの問題です。

私はやっぱり新幹線長崎ルートは要らないと通告をしておりますが、もうこの内容いろいろについては触れません。今、民主党が政権をとりまして、民主党としては無駄な公共事業についてはいろいろと洗い直しをということで、本当に毎日のように報道されたように、いろんな問題がチェックをされてきました。そういう中で、私は思いますが、まさにこの新幹線長崎ルートほど無駄なものはないということをいまだに思っております。

一応この長崎本線の問題については、皆さんも十分御承知のように、私たちが物が言えない状況になり、市長としても反対の旗を下ろすというはめになったわけですがけれども、しかし、今私は、中央の情勢も変わってきましたし、全体的な皆さん方のお考えというの、また大きく変わりつつある中で、私はもう一度市長に、前のようにしっかりとここで旗を振っていただいて、長崎本線を本当に守っていく、また、無駄な公共事業である新幹線長崎ルートは要らないという立場に立って、私たちの先頭に立っていただきたいと思います。市長がそのお気持ちがあるのかどうか。いろいろ今までも報道もされておりますし、市長も発言をされておりますし、今回の冒頭の発言もありますが、ここではっきりとその態度をお示しいただきたいということを、まず最初にお願ひしまして、第1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私が答弁をしたほうがいいだろうというところを、まず、全体としてお答えをいたしたいと思いますが、後期高齢者の問題、以前から松尾議員はただいまの御質問のような趣旨で、何回も質問に立っておられます。後期高齢者医療制度、これにつきましては廃止を含めた抜本的な見直しを求められているということは、さきの総選挙の結果を見ても明らかでありますように、これは明確な国民の意思であります。これは重く受けとめなければいけないというふうに私は考えております。

まず、高齢者の方を年齢で区別をして、そして、その上に現役世代から切り離すということは、これは大いに問題があると。あるいはまた、後期高齢者というネーミングを含めまして、高齢者の尊厳、あるいは気持ち、感情をこのことによって著しく傷つけているということは、これは事実であります。

また、人間としての尊厳を守るということは、あらゆる政策に共通して必要なことだというふうに私は考えております。敗戦の廃墟の中から、今の日本を苦勞して築き上げていただいた高齢者の方に敬意を払い、安心した老後を送っていただく環境や制度を整えることは、私も含め、現役世代の重要な責務だというふうに思っています。そしてまた、間違いなく我々自身も、いずれその年代になっていくわけであります。

そもそも医療保険制度は、国、県、市町村を含め、保険加入者全体で個々人の医療を支える制度というのが原点であるというふうに考えております。その意味でも、制度を年齢で区別する、区切るやり方は問題があるというふうに思います。

ただ、現行の後期高齢者医療制度にも仕組みとしては評価できる部分もあります。また、国保の市町村単位での運営も限界が来ておるということも事実であります。こういう後期高齢者、現行の制度、これらのいい面を生かしながら、国保や被用者保険を含めまして、少なくとも都道府県単位ぐらいの地域保険に統合するのが必要であるというふうに、私は個人的には考えております。世界に冠たる国民皆保険制度のセーフティーネットの役割を果たしていくことが必要というふうに思っております。

それから、新幹線の問題であります。もう一度市長に前のように旗を振って先頭に立っていただきたいということですが、私はこの問題が一昨年の12月にこういう結果になりましたから、そのときに議会の皆さん、あるいは市民の皆さんに申し上げました。桑原個人としては今の考えが間違っているとかなんとかは思っておりません。そして、その気持ちに変わりはありません。しかし、市長としては反対という旗印をおろしますということを宣言いたしました。その後、この振興策についても、いろいろな方が好意的に支援をいただいておりますし、ただ、鹿島はすごいという、鹿島に対する非常にすばらしい評価もいた

だいております。こういうもろもろの人たちに対しても、私が公式の場で、これで旗をおろしますという宣言をしたということは、これはやっぱり裏切ることはできないということは考えております。ただ、反対とか、あるいは凍結とか、こういう言葉は絶対にもう使いません。私はこれはもう議会にも約束をいたします。

しかし、いろんな質問があったとき、今までの経過はこうやったんですよと、我々はどういう考えを主張してきましたよと、それに対して国、県はこういう返答でしたよと。あるいは、今後どのようなことになるでしょうかねということに対しては、私はこの問題に対して17年間携わってきたということもありますので、中身を私なりに知悉している自負もあります。あるいは、また鹿島市長として、市民の皆さんがこれからどうなるでしょうかという質問を受けたときには、私はやっぱりこれからの展開といいますか、あるいはこれからの議論、こういうものを解析して、そして、市民の皆さんにちゃんとお知らせをする、説明をする、この責任はあります。したがって、今後も今までの経過についてちゃんと説明をいたしながら、今後についても、皆さん方、こういうところに着目をしておいてくださいと、こういうふうなことは積極的に説明をしながらまいる所存であります。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

私のほうからは、市の具体的な雇用対策をどうしているかということについて答弁したいと思います。

非常に厳しい雇用状況の中、市の独自の雇用対策といたしましては、企業誘致、さらには緊急雇用対策による雇用の確保等が上げられると思います。アサヒ九州につきましては、操業時65名から現在109名に職員が増員されている状況であります。また、ことし10月に操業されましたICRにつきましては、現在20名の採用がなされているところがございます。一方、国の緊急雇用対策として、ふるさと雇用基金事業で19名、それから緊急雇用創出事業で74名の採用がなされているところです。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

私のほうからは、松尾議員の貧困に対する今日の状況についての認識について御質問がありましたので、それについてお答えをいたしたいと思います。

この貧困の問題につきましては、ここずっと数年来、非常に厳しい状況にあるということをおども十分に認識をしております、非常に心を痛めている部分でもございます。そういう中で、憲法に保障された最後のセーフティーネットであります生活保護の部分につきましても、これは先ほど言われましたように、憲法にも定められておりますし、また、それに基

づく生活保護の中でもちゃんと規定されておりますので、そこらのほうの規定の意義というものは十分承知しながら、対処していかなければならないというふうに思っているところでございます。

そういうことで、以前にも松尾議員のほうから御質問がありましたように、いわゆる水際作戦と言われる問題、そしてまた、申請の問題、受け付けの問題でありますけれども、これについては、以前の議会でも市長のほうからちゃんとお答えをいたしましたように、そういうことは一切行わないんだと、そしてまた、受け付けをしてちゃんとやるということは答弁をいたしておりますので、その答弁に基づいて現在もやっているというところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

今日の経済状況が子供たちへの影響といたしますか、そのことについて私のほうから申し上げます。

各家庭の経済状況について、シビアな調査等はもちろんできませんね。ただ、幾つかの視点でとらえてみますと、例えば要保護・準要保護の世帯数あたりから見ますと、平成19年度あたりから若干増加傾向にあります。それから、通塾の状況、この辺は小学校が横ばい、中学生がやや多くなって、微増という状況であります。それから、学級費とか給食費等の納入状況ですけれども、このあたりについては以前と余り変わりがないという状況であります。それから、例えば中学卒業後の進路ですね、この辺について抽出的に分析をしましたけれども、懸念をするような影響はなかったというふうにとらえております。

このような幾つかの例を通して見ますと、市全体としてのとらえ方の一つになるかと思いますが、総じて申しますと、厳しい家計の中でも子供たちのためには優先的に対応してもらっていると、必要なことを対応してもらっているという状況だというふうに、私としては受けとめております。

インフルエンザについては次長のほうから申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

私のほうからは、市内の小・中学校での学級閉鎖の現在の状況ということでございますので、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、鹿島市内の小・中学校で一番最初にインフルエンザの患者が発生したのが8月3日でありました。それと、学級閉鎖の基準というのは、9月議会でも申し上げましたように、各学級の人数の10～15%以上の感染者、あるいは疑いの子供が発生した場合は、学校医と相

談して、学級閉鎖をするかどうかということを決めるということで現在もやっておりますけれども、一番最初に学級閉鎖があったのが10月17日からでございます。現在、けさの段階ではまだ報告がございませんが、きのうまでの現在で報告をいたしますと、小学校で32学級、率にしまして41%ぐらいになると思います。それから、中学校で20学級ですね、これは62.5%ぐらいになると思います。全体で52学級で47.3%ぐらいの閉鎖率になります。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

それでは、私のほうからは、松尾議員の御質問にありました医療制度の改革に伴う影響ということで、御説明をいたします。

まず、従来の老人医療制度から、昨年度、後期高齢者医療制度へ移行した分でございます。一番の変更点は、国保の場合は世帯主の課税になりますが、新しい医療制度の場合は、75歳以上の方すべて、お一人お一人が納税者、被保険者となります。鹿島の場合は、大体4,500名ですね、75歳以上。このうち大体1,000名の方、従来被扶養者だった方が被保険者になります。この方は今までは保険料とか納税とかをなさっていなかった部分ですね、この方たちは新しく被保険者として、保険料を支払うことが必要になってきたわけでございます。

被保険者の立場から申しますと、これは数字の結果ですけど、国保加入者のうち大体8割の方は保険料が減っております。2割の方が増加ということですね。これは数字として出ています。世帯単位で申しますと、6割の世帯が保険料が減少して、4割が増加ということになっております。4割のうち、5千円以内の増加がほとんどというふうに、数字上、統計上は上がってきています。これを鹿島の国保への財政の影響と見ますと、納税者が減りましたので、大体220,000千円の国保税の減少です。これを歳出のほうで見てみますと、今までの老人保健の拠出金がちょうど220,000千円ほど減っていますので、国保財政にとっては、プラス・マイナス・ゼロ、初年度はそういったところになっています。新たにこの医療制度には12分の1の市の負担があります。この部分は例年の医療費の伸びと余り変わりませんでしたので、今のところ、国保財政、あるいは鹿島市の財政に及ぼした状況は余りないといった、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

まず、インフルエンザのほうからいきますが、今、学級閉鎖の状況を報告になりましたが、このことでやっぱりいろんな影響が出てきているということですが、もう皆さんも十分御存

じのように、自分がかからなくても、家族がかかることによって、自宅待機が義務づけられているというところがあると聞いております。市役所もそうですよね。市内にどれくらいの企業、団体、もちろん商店も含めてですが、その実態がわかればお知らせください。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

鹿島市内には約600の事業所があります。この中で、新型インフルエンザにどういうふうな対応をするというのは、それぞれの自主的な判断でございます。現在のところ、どういった義務づけを行っているかというのは、私たちのほうでは把握しておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

実態は把握されていないということですが、それはそれとして受けとめましょう。特に、先ほど御報告がありましたように、小学校、中学校の子供たちがインフルエンザにかかって、学級閉鎖という状況があるわけで、そういう家庭、例えば子供ですから、それぞれのところで自宅待機が義務づけられなくても、子供の病気だということでは休まなくてははいけませんね。お母さんなりだれかが休まなくてははいけないということになるわけですが、今、市内でよほどの企業団体でない限り、賃金というのが時給、または日給というところが多いわけですね。このことによって、休みをとるということになりますと、その分が収入がなくなってくるというような状況ですね。そういうことで、非常に家計が追い詰められているという実態が出てきているわけですが、それらの問題について、そこそこの企業では有給休暇などがあるところはいいいわけですが、ほとんどがパート的な採用というのが多いわけですね。そういう生活が落ち込んできた人たちに対する、何らかの手当も必要なわけですが、もう1つは子供たちが病気になった場合に、どうしても家族が休んでいいような、これは流行していくというわけですから、私もどうしていいかわかりませんが、例えばどうしても親が見ることのできない子供たちは、一堂に隔離をすとかいうような、そういう手などはやっぱりとれないんでしょうかね。休むということは非常に経済の面でも大変な状況になっておるわけですが、その点についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

今、議員の御指摘の部分ですが、これが昔で言う法定伝染病とか、そういったレベルのものであれば、当然法的な措置もとられますが、現在のところ、このインフルエンザにつきましては、1カ所でまとめて対応すとか、そういった状況はなかなか、制度的にもまた難し

いのではないかと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

そういうことはできないということですが、それでは、例えば子供たちがインフルエンザにかかって、結構母子家庭なんかも多いわけですが、例えば母子家庭なんかのお母さんが仕事を休んで子供を見ないといかんわけですが、そのことによって収入が全くなくなるというような状況になってきた場合には、じゃあどういう対応をしたらいいんでしょうか。そのことで収入がなくなる、保障があるところはいいいわけですよ。しかし、そういう事態になってきている人がいるんですよ、もう既に。そういうところに対しては、行政としてはどう対応したらいいとお思いですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

鹿島市役所の職場の場合、自分の家族が新型インフルエンザに罹患したというんですか、それにかかったとわかった時点で、あれは何日としておるかな、1週間ぐらいかな。（「1週間」と呼ぶ者あり）約1週間ぐらい、本人、うちの職員自体がかかっているなくても、市役所には出てこないようにと、こういうやり方でやっております。ただ、そうしますと、確かに今、ぎりぎりの人数でやっていますから、現場はかなり困るわけですね。ただ、これはその局面だけを取り上げて考えるのではなくて、全体から、あるいは期間を少し長くもって考えてみた場合に、じゃあ、その中で、子供が例えば学校でうつってきたと、新型インフルエンザだと、それがわかっていて、親である職員が出てきた場合、やっぱりその職場に今度は蔓延する、その危険性もあるわけですね。そういうことを全体的な判断として、1週間程度は休んでくれと、こういうことをやっております。

企業等の場合も同じだと思うんですね。企業側も、じゃあそういうふうに子供が発病をして、そして、親が職場に出てきた場合に、その企業自体、その職場に蔓延されたら、もう全体が麻痺するわけです。だから企業側としても、私が鹿島市役所の職場に結論として指示をしているような、そういう判断をなされると思うんです。だから、全体に蔓延する危険性をとるか、あるいは、特に中小企業の場合は人数が少ないですので、大変でしょうけど、やっぱりこれが全体が麻痺したらいかんということを考えて、そちらをとるか、それはおのずと企業側も理解をしてくれるものというふうに私は考えます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私の言い方が悪かったかわかりませんが、私が申し上げているのは、市役所などは休んでも、その賃金の保障はあるわけですよね。ただ、私が言っているのは、例えば鹿島は特に零細企業だとか個人の商店などが多いわけで、そういうところを休むということになりますと、収入がなくなるんですよ、経済的に行き詰まる。たとえ1週間であろうとも、3日であろうとも、収入がなくなると、もう家庭は大変なんですよ。今でもぎりぎりの状況で働いているわけで。

もっとひどいことがあるんですよ。この休んだことを理由に、あともまた小さな企業なり商店というのは雇わんといかんもんですから、それをきっかけに首を切るという、そういう状態も今生まれてきているんですよ。大変な事態ですよ。それでなくても、ここまで不景気で、皆さんたち毎日の生活を行き詰まっているという中で、このインフルエンザの発生によって、そういう事態が今あるという、これに対して私は、それはもうそここのあれやけん、しょんなかたいえということで見るといかにいかない、その人たちの今後の暮らしにもかかわってくるわけでね。だから、そういうのに対して私自身どうしていいかわかりません、正直なところ。しかし、これはやっぱり市民の暮らしを守るという立場で、自治体は何らかの対応をするということが必要になってくる。例えば、もちろん小さな商店が、お休みになった方たちの給料も払って、また、その人を雇った分の給料も払わなければならないとなると、今の鹿島市の商店街の経済状況の中で、これはもう不可能と言ったら不可能ですよ。そういう状況もあるわけですよ。だから、そういうのに対して、どう行政としてはお考えなのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、市の職員に対する例を言いますと、これは有給休暇ということで、トップである私がそういうことで指示をして、その1週間は有給休暇という扱いでやっております。有給休暇やろう、違うかい。どがんなつとるか。〔職務命令と呼ぶ者あり〕職務命令ですから、そういうことになります。ですから、市自体がそういうふうにはやっておりますので、私自身がやっているということをもって、民間のほうもそういうふうにはやっていただきたいというふうに思います。ここで議会の場で、公式の場で市長がこういうふうに申し上げているわけですので、民間のほうも一つの大きな参考にしていただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

市役所の対応と民間の商店なり、本当に零細業者と同じようには扱えないでしょう。市役所はちゃんとしたそういう有給休暇であっても、例えば職務命令であっても、給料が入らん

ということもないし、それから、職務命令だから、そのことが、休んだことが理由で解雇をするということもないわけですが、民間は全然違うんですよ、レベルが。その中に多くの人がいるんですよ。その人たちをどうするかということね。もう、あなた、目の前に正月も控えていますよ。この年末を、それでなくてもどうして乗り切ろうかということで、みんなが必死になっているやさきに、こういう事態をやっぱり受けとめて、どう対応していくかという問題について、今ここで即答弁ができないなら、そのための何らかの協議をするというような対応ぐらいせんと、これは大変です。例えば、そのことによって、いろんな年末に常識的に払わんといかんお金も頑張っていこうかと思ひよるやさきに、そういう状況で休まんといかんようになった、そのことで収入が入らんようになった、それどころか、もうあんた来んでよかという、ほかの人ば入れたけん、来んでよかというふうな状況になった家庭が今ふえてきているんですよ。そこをどうするかということですね。その辺です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

民間の企業のそういう判断、やり方に市長として直接介入、関与はできないと思っています。ただ、働いている人が不利にならないようにしていただきたいということは、市長として、この公式の場をお願いをしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

一応企業とか団体の、ある程度の力のあるところはまだしもですが、先ほどから何度も申していますように、零細の商店街なんか、そういうところに対しては、やっぱりそのやり方もそうですが、そういう目に遭っている人たちに対する、行政としての対応ですね、その辺を私はぜひ考えていただきたいと思います。例えば、今からまた言いますが、生活保護の問題とか、何か一時的な対応もできると思いますので、そういうのに対して、壁を高くしないで対応していただくというようなことをお願いしたいと思います。こればかりしておりましたら、ほかのができませんので、次に移りたいと思いますが、生活保護の問題ですね。

まず、お尋ねをしたいと思いますが、本当に基本的なことでお尋ねします。生活保護を受けるために、まず、どのようにしたらいいのか、本当に基本的なことでお答え願います。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

松尾議員の質問にお答えいたします。

生活保護を受けるために、どのようにしたらいいかということでございます。まず、生活

保護については申請ということをしてもらわなくてはいけないということになるかと思えます。申請をするための申請書、あるいはそれに付随する各種書類等ございますので、そういうもので申請をする。そして、それに基づいて、うちのほうでいろいろ調査等いたしまして、基準に合致しますと、生活保護を開始するというふうな段取りになると思えます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

先ほど部長のお答えの中で、法に従って対応していくという、水際作戦については、最近ではそういうことでなくて、受け付けをしているようなお答えをいただきましたが、今、お答えがありました。それで、保護申請から決定まで約2週間ですね。さらに、支給まで一定の期間がかかるわけですね。余裕を持って申請に来る人はほとんどいませんね。あと1カ月分ぐらい生活費のあっけんが、早目に言うところかというような、そういう人はいませんよね。その間の生活費が全くない、その瞬間から出してもらわないと生きていけないケースというのは、特に今の状況の中では多々あるわけです。申請者の暮らし、命、大げさなようですが、命と暮らしを守るためにも、条件などなく、その時点から、申請されたその時点から保護がないと、大変なことになる事態も考えられるわけですね。申請書を受け取ったそのときに、一時金なりの支払いが必要だと思えますが、この件についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

御質問にお答えいたします。

申請をしに来られたときに一時金等の支給等も考えるべきではないかというような御質問でございますけれども、一応今の生活保護の制度の中では、一時金の支給というようなことはございません。ただ、その状況にもよりますけれども、例えばホームレスの方とか、生活困窮の状況、実態等を踏まえて、急迫を要する場合等については直ちに保護開始というようなことも考えられますけれども、それは今までの中では、県のほうにもお尋ねいたしておりましたけれども、急迫による保護はほとんどないということで、通常の申請をされてからの、先ほど言われました、基本的には2週間以内の決定というようなことでなっておる中で、対応がなされているというような状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私が言うまでもなく十分御承知だと思いますが、生活保護法の25条、「保護の実施期間は要保護者が窮迫した状態にあるときは、速やかに職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない」と書かれていますよね。さらには、これは生活保護関連全国係長会議での厚生労働省の発言だということですが、申請者の手持ち金が限られているなど、窮迫した状態にあるときは、敏速な保護の決定が認められるというようなことがありますね。これらを考えますと、特に今のような状況の中で保護申請がなされるという事になりますと、やはり即対応すべきだと思いますが、いかがですか。こういうのがちゃんとうたわれているわけですから、それに従えば、当然のことだと思います。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

御質問にお答えしたいと思います。

議員申されました第25条の条文については、私も承知しているところでございます。窮迫の状況にあるときという状況をどのようにするかということで、やっぱりケース・バイ・ケースがあると思いますので、それに従って、県との協議も踏まえながら対応をしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

県との協議も大事でしょうけど、保護の実施機関はということですからね。市の対応でいいんじゃないですかね。最近は本当に手持ち金がなくなったというのが多いわけですね。どうですか、これからはそういう状況にあるときは、直ちにね、そうでしょう、保護申請して2週間の間、手持ち金がなくていらっしゃっている、2週間の間はどうにもできないわけね、最長2週間の間はね。だから、そういうのをやっぱりせっかくですから、やっていくというのが私は大事だと思いますが、どうですか、これからはその状況によっては、即やるという対応をしていただけませんか。これ、法に書いてあるんですから。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

お答えをいたします。

松尾議員のおっしゃられる主張の意味というのは、十分私ども理解できますけれども、この生活保護というのは、やっぱりその場での実態、いわゆる先ほど課長が言いましたように、個々の実態というのがあるわけですね。それぞれさまざまな事情等があって、複雑で、個々

それぞれ違うわけです。そういう中で、ここで一概に、これをじゃあ対処しますよとか、この場で言ってしまいますと、非常に個々のケースで対応すべきところが、ちょっと誤解を招く点もあるかと思えます。そういうことで、先ほど言いましたように、個々の実態にあわせてやりますので、そこらあたりは、何というんですか、一概にやるとかなんとかの問題で、ここで一括して答弁できる内容のものじゃないかなというふうに、私どもは理解しております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

何ということをおっしゃるんですか。だれも何もせんでよかると行く人はおらんとですよ。皆さんの実態をもっと直接見てくださいよ。いよいよお金がなくなって、じゃあ、申請して決定するまでの間、その人たちはどうして生きていけばいいんですか。あなた面倒見ますか。そんなことをしたって解決にならないんですよ。それはね、私だって、それは何とかしようかと言っていいでしょうが、そういう問題じゃないんですよ。もうそこから、今いらっしゃる人たちというのは、本当に生活保護ば受けてよかろうかにゃ、どがんやろうかと、それは悩みに悩んでいらっしゃるんですよ。当然の権利でありながら、やっぱりそういうことはねというような人が多いんですよ。もう苦しんで、苦しんで、おたくの机に座られるんですよ。そういう人たちに対して何とかと言っているときに、今のような答弁ありますか。事務的なことじゃだめなんですよ、生きていけないんですよ、みんなが今。そういう実態があるんですよ、おわかりでしょう。

じゃあ、次に行きます。ぜひ対応してください。時間がありませんので、次に行きますが、21年度の生活保護の申請、相談に来た人が62件、申請件数が33件ということですね。約半数ですが、もちろん窓口に来て、申請されなかった方もあると思いますが、どのような事情でこういう数字になったんでしょう。相談に来た人と申請の件数。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

御質問にお答えいたします。

相談世帯件数と申請件数が違っているという点についてのお尋ねと思います。

まず、相談に来られて、生活保護全般についてのお尋ねに来たということで、あと申請はその後はされなかったとか、あと、市外の方が電話とかなんかで、知り合いとか何かが鹿島にいたりとか、親戚がいたりとかいうことで、ほかの地区外の方が電話等で相談された、相談だけの件数と、あと他方、例えば年金とかそういうようなことで、今後の申請とかなんか、そういうようなことでの紹介とかなんかして、されなかったとか、そのとき相談に来て、

一回帰って、ちょっと家族とかもう一回相談ばしてみるということで、申請はされなかったとか、そういうような内容がほとんどでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これに関することで私は実例を言いたいと思いますが、先ほど水際作戦の問題も出ましたが、実は私も申請、相談に同行することは多々ありますが、まず、おっしゃるのは、仕事を探しなさいと、まだあんた若かけん、仕事探しなさい、そういうことをおっしゃいますよね。さらに、どなたか援助する人という話が出ます。私が一緒に行った女性、勤めている商店が倒産して、その後、仕事を転々としても生活できる状態でなく、わずかな蓄えで、もういよいよ手持ち金もない状態になって、私のところに相談にいらしたんですよね。40代の女性でした。そこで私たちは福祉事務所に行ったんですが、とりあえず申請書をということで、申請書をもらったんですが、やはり申請書をもらう前に、あんたやっぱり仕事ば探しんしゃいとか、だれかおんしゃつき、その人に世話してもらえんねとか、そういう話をしっかりされたことによって、その人自体は本当に生活保護を受けて生活しないと、どうにもできない状況だったんですけど、やっぱりそう言われたことが頭から抜けないで、とうとう申請書を書くことは書かれたんですが、提出されることはありませんでした。

もちろん、そうするために皆さんはおっしゃるんですよ。申請は一人でも少なくしたほうがいいわけですからね。その方は、その後いろんな職場を転々とされたんですが、時々精神的にも行き詰まった状態になったり、体を無理したりという状況で今も頑張っておられます。私も、そういう状況ですから、無理せんでせんねと言うんですけど、やっぱりそのときの方が頭にあって、やっぱりできんねというようなことを言われるんですよ。私も定期的にお電話をかけるようにしておりますがね。当然、生活できないときは、生活保護の申請をして、生活保護を受けることができるんですが、冒頭からのそういうお話が身にしみてしまうと、それでなくてもいいのかなと、まだ若いのにそういうことでいいのかなという気持ちを持ちながら行かれているにもかかわらず、そういうことを言われると、もうどうにもできないという状況になるんですよ。ですね。

だから、私はお願いをしたいのは、まず、いらした方には申請書を渡すと、そして、その場で申請書だけ書いてもらって出していただいて、あとの附属書類は後でもいいわけでしょう。申請書が出たら、受け付けることになるわけですから。そういう形で、その後例えば調査にしても何にしても、同意書が出てからしかされないわけですからね、そういう形で対応していけば、それでいいわけですよ。ぜひそういう形でやっていただきたいと。

あるところなんか、もう窓口申請書は今でも置いてあるそうですよ、市役所の窓口。

一々行って、担当者の人をお願いしますと言う前に、そこから持って行って、申請書が出た段階で調査すればいいわけですから、そういう対応ができないものかどうかお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

相談に来られて、申請までに至らない、その理由として、先ほどのようなことを御指摘いただいておりますが、まず、この生活保護制度自体が単に生活に困窮している国民に対して、最低限度の生活を保障するというだけでなく、積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的としていますと、ここなんです。ですから、担当としてもやはりそういう生活保護制度というものの一つの精神といいますか、目的といいますか、そういうものも踏まえて、何かと自立する道はないんですかと、そういうことを確認しているんだと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、ある程度の年齢の人がいらしているのは、もう既に自立のために努力に努力をして、そして、いよいよ行き詰まって、そしていらしているんですよ。だれも安易に来ている人はいないんですよ。特に今のような経済状況、社会情勢の中なんです。だから、それでもなくとも苦しみながら、いらしているのに対して、はなからそういうことを言われると、もうやっぱり固まってしまいますよ、そういう状況ですからね。今、市長お答えいただきましたが、今はそれでは通らんのですよ、どうですか。私がさっき言ったことに対して答弁してください。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

松尾議員の御質問にお答えいたします。

相談に来られたときには、まず、生活保護の対象となる条件とかなんかをやっぱり説明する必要もございますので、そういう説明は当然いたします。それと、申請を希望される場合は、こちらのほうからは申請書を当然差上げます。それと、相談に来られたときに、いろいろ当事者の方からお尋ねになることもありますので、それについては事例等を参考にしながら、お答えをしております。先ほど言われましたような件ですけれども、ここ何回か御質問もあっておりますので、努めて誠意を持って対応するようなことでは担当のほうには指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に行きますが、生保の申請の問題でもう1点お尋ねしたいと思いますが、今、例えば子供さんが働いて、お母さんと2人暮らしとか、お父さんと2人暮らしという世帯がありますね。特に今、無年金者なんかもいらっしゃいますが、子供さんだけの収入で生活されていて、非常に生活できない状況ですが、そういう人たちが生活保護の申請をしようとしたときに、働きよっけんがだめというようなことで受け付けてもらえなかったというような事例もありますが、そういう人たちに対してはどうなんですか。生活保護というのは、ある程度のレベル以下だったら生活保護の申請ができるわけですが、はなから、子供さんの働きよんしゃっけんということだけで受け付けないということは、私は許されないわけですが、その辺いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

御質問にお答えしたいと思います。

今言われましたようなことでの申請ができないというようなことではございません。あくまで申請をして、その基準に合致するかどうか、それらも踏まえます。申請をされたときに、いろいろやっぱりほかの面での活用もしなくてはならない、例えば収入の面、あるいは先ほど言われました稼働能力の面とか、いろいろありますので、それらを踏まえて最終的に決定をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今のと関連をしますが、今、市内でいろんな皆さんと話しておりますと、生活保護水準以下の世帯と思われる世帯がたくさんありますが、そういう世帯がどれくらい鹿島市にあるのかという、その実態はとらえられていますか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えいたします。

生活保護担当の所管といたしましては、そのような世帯の実態は把握しておりませんし、ちょっとなかなか把握するのも難しいということになるかと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

実態はわからないということですが、私は、今のような状況ですから、今後やっぱりそういう実態もとらえる必要があると思います。ぜひ調査などもしていただきたいと思います。次に行きます。

私は、今、生活保護のことで盛んに言っておりますが、例えば生活保護とはいかなくても、仕事が見つかるまでの間、何らかの財政的な支援があれば、生活保護を受けなくても何とかなるということもあると思うんですよね。所得保障などを含めた就労支援などというのができないのかどうか、その辺についてお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えいたします。

就労関係では、ちょっとうちのほうの所管では何ともお答えできませんけれども、例えば生活福祉資金の貸し付けとかなんか、急場のあれは現在、社会福祉協議会を通じてあっておりますので、そういうものとかがあるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、社会福祉協議会などあるんじゃないかと思っておりますとおっしゃいましたが、そういうのをつかんどかんといかなのじゃないですか。そこにいろんな生活困難で相談に来られる、じゃあ、例えば生活保護を受けなくても、こういうのがありますよというような、そういう指導こそすべきだと思うんですよ、私は。

例えば、これは11月13日、これは毎日新聞に載りましたね。派遣労働者が借りやすくということで、失業者など対象の生活福祉資金、先月から大きく変わったというような、こういう記事が載りましたが、これは社協で扱うのでしょうか。生活福祉資金の制度が非常に大きく変わって、仕事を探す人たちが非常に使いやすくなったという、そういう制度がありますが、こういう制度があることは御存じでしょう。例えば、総合支援資金なんていうのは、生活支援費、これは月200千円以内、単身の場合は150千円、これはその経済によって違うんじゃないかと思いますが、それから、住宅入居費400千円以内、これは敷金、礼金など、それから一時生活再建費、一時的に要る場合は600千円とか、それから、福祉資金としては福祉費とか、それから緊急小口資金とか、こういう制度ができていますよね、本当に。こ

これは今までの福祉資金は、連帯保証人が絶対要ったわけですが、今のような状況ですから、貸し付け状況としては、連帯保証人は原則として要るんだけど、どうしても確保ができない人には、この制度改定では、連帯保証人のない人には年1.5%という、そういうので、これは据え置き期間は最終貸し付けから6カ月以内、償還期限は据え置き期間経過後20年以内で返せばいいというような、これは1年の限度ですが、こういうのも出ているんですよ。だからといって、だれもかれもそれをということはないわけですが、こういうことだってできてきたわけですから、例えば生活保護について、さあ、何だかんだの指導も大事でしょうけど、例えばこういうのもあるんですよというような、そここのところもやっぱり担当者としては、社協だからじゃなくて、十分にこのことをもう一遍検証していただいて、そういう指導も私はやっていく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えいたします。

先ほど私のほうが答弁で、若干なんなんかと思いますというようなことで申しましたけれども、社協の小口資金の関係は、こういう制度もありますよというようなことは、来られたときには担当のほうから言っておるところです。

それと、今言われました10月1日からの新たなセーフティーネットの見直しとか拡充によりますところについても、うちのほうにもチラシとか要項等の書類が来ておりますので、今後これに該当されるような方については、お知らせ等もしてはいきます。

先ほど議員申されましたように、だれでも借りられるわけではございません。要件がございますので、それに合致した方についてが借りられるというような状況になっていると思われれます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃあ、次に進みたいと思いますが、老齢加算の問題もお話をしたかったと思いますが、今回母子加算が復活されましたが、老齢加算、このことがなくなって、まともに食事ができないとか、冠婚葬祭に行けないという高齢者がふえています、そういうものの復活も私は望むもので、これは国の対応ですから、ぜひそういうのも行政としても対応していただきたいと思います。

時間がありませんので、次に行きます。

雇用の問題ですね。先ほど御答弁はいただきましたが、先ほど私も言いましたが、鹿島の

場合はこれといった企業もそんなにないわけで、非常に仕事の場がないということで、多くの人が言われて、多いのはパチンコ屋ぐらいのもんで、そういうもので、ますます皆さんの生活を落ち込ませていくという事態も生まれていますが、私はこれまで再三申し上げてきたのが、今、建設業者の方を含めて、その関連の仕事がないということで、非常に皆さんからの要求が強くなっています。

私は、このことについては市営住宅の建設を要求してきました。これには2つの意味があります。1つは、まず、高齢者の方たちに安い家賃の家がということです。今、本当に高齢者の人たちから、自分たちも安い家の家賃があったらなということをおっしゃいます。今、老人マンションといいますか、大手にはサンテですか、高級マンションがありますね。私たちもながめよるばってん、私たちの手の届くもんじゃなかねとおっしゃいます。確かにそうですね。月150千円から200千円ですか、幾ら、それくらいではなかなか入れないわけで、そういう人たちが安心できるということ、それと、もう1つは、やはり住宅を建てることによって、それに関連する仕事、これを確保するということが、私はこの住宅を建てることの大きな意義があると思います。この1軒の住宅を建てることによって、大工さんはもちろんですが、左官さん、電気屋さん、建具屋さんを初め、いろんなその家に携わる仕事があると思いますね。私はこれをぜひ取り組んで、仕事の確保をしてもらいたいと思うわけですが、これまでも年次計画があるからということで、ずっと意見は言われてきたと思います。しかし、どうしても必要なときは、年次計画を変更したってできると思います。皆さん方、なされたじゃないですか。17年からすると言っておって、金がなかということで、年次計画でそれを断念されたということもあるように、逆の方向ならすぐやる、いいことならやらない、これではよくないと思うんですよね。だから、私はぜひこの取り組みをしていただきたいと思います。

ちなみに、私は聞いてみました。木造の家を1軒建てるのに、どれくらいかかるですかと、ある大工さんに聞きました。木造の住宅で3,500千円かけると、それなりの住宅ができると。もちろん高齢者の住宅ですから、そんなに広いもんじゃなくていいですよ。13坪か幾らかあればいい。例えば、15坪だとして4,550千円ですよ、10坪だとして3,500千円、そういう状況ですよ。

私はね、財政的に厳しいというのはわかりますよ。わかりますけど、これだけの仕事をして、職場を確保する、仕事を確保する、そして、お年寄りの人たちが望んでいらっしゃるような住宅をつくる、このことは大きな経済的なものが回ってくる力にもなると私は思うんですが、その件についてお答えいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

建設業者さんとか、関連の業者さんたちが非常に仕事がなくて困っていると、この人たちに仕事が回るようにという意味と、それから、高齢者の方が安い家賃の市営住宅を望んでおられると、こういうことで木造で市営住宅を建設しないかと、こういう御提案だと思います。

住宅マスタープラン、これを鹿島市は持っております。しかし、現時点で市全体の市営住宅をどうするかという、いろいろ議論を実はしております。今、一番まず目の前に来ておりますのが、古枝の雇用促進住宅、これを市で購入して、それを市営住宅としてやるのか、あるいは購入しないで、そのままほったらかして、あとはどうなるかということで待つのかという、この選択が目の前に迫られていると思います。

私自身は正直申しまして、やはり現在雇用促進住宅に住んでおられる人たちが、あそこが廃止になった場合、そのまま市内にとどまっただけであれば、それは一番いいんでしょうけど、この際もう鹿島市におらんで、よそに住もうかと、こういうことも十分可能性としてありますので、私自身の今の考え方としては、やっぱり市で購入をしなければいけないのかなというふうな考えを持っております。早晩、そう遠くない時期に、この決定をしなければいけないというふうに思っておりますが、この問題と、やっぱりじゃあそうなりますと、鹿島市で当面必要な市営住宅がどれくらいなのかと、あるいは公売をして、かなり改装にもお金がかかると思うんですが、この上に、おっしゃるような市営住宅が建てられるのかと、こういう問題を含めて、今の時点では古枝の雇用促進住宅、この取り扱いと関連づけて考えております。なお、住宅マスタープランそのものも、この雇用促進住宅を市で購入するとなりますと、大きな変更につながっていくというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

雇用促進住宅にお住まいの住民の皆さんの流出を防ぐという、市長はそれが大きな目的のようですが、それはそれとして別の形で守るという対策をどうするかということを、やっぱりここで考えなくてはいけないと思いますが、私は何としてもこういう今これだけのことをすることによって、多くの人の雇用の場が確保できるという確固とした保障があるわけで、私は申し上げております。ぜひその方向でいってください。これ以上詰めると、時間がありません。

もう1点です。私は住宅リフォーム制度を始めることをずっと提案しております。既にこの住宅リフォーム制度を導入した自治体では、大きな経済効果が出てきているという情報もいただいておりますが、やはりこの問題についてどうなのか、お答えください。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

この問題につきましては、何回か議員のほうから一般質問をいただいておりますけれども、基本的にはこれまでの答弁と同様ということで考えております。民間住宅の改修につきましては、単独での公的補助の導入は今現在は考えてはいないところであります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

後期高齢者医療制度の問題がありますので、もう少ししたかったんですが、時間がありませんが、後期高齢者医療制度そのものについては、市長もやっぱり問題があるということで受けとめられているのは事実のようです。ここで、後期高齢者医療制度ができてから、高齢者の人が病院にかかりにくくなった、少なくなったというのを、あるお医者さんに私は聞きました。そういう中で、もう皆さんも御存じだと思いますが、お金のない人は無料で診療が受けられるというような制度があるということを私も最近知ったわけですが、これは国が定めているわけですが、そういうのを導入しながら、そういう人たちに対応するというのを、私は鹿島でもやるべきではないかと思いますが、その制度について御存じですか。

○議長（橋爪 敏君）

答弁を簡潔にお願いします。打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

中身について十分にはまだ把握しておりません。勉強したいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

もう時間になりましたので、松尾征子君、簡潔にお願いします。

○14番（松尾征子君）

後期高齢者医療制度については、いい面もあるんだというような市長のお答えではありましたが、やはりここまで全国民の中でも許せない制度だということも言われておりますし、やはり、とりあえずはもとの医療制度に戻しながら、そして、新たなことをつくるなら、それでということで私はやっていかなくちゃいけないと思います。このことによって、高齢者75歳以上の人たちが、本当に年金から引かれるということで、もういや応なしに引かれ、自分の生活費が非常に狭まったということで、苦しい生活をされている実態が鹿島にもたくさんあるということを私は申し上げて、知っていただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時35分から再開します。

午前11時22分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

8番福井正でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、住みたくなる鹿島市づくりをテーマとして質問をいたします。その中で大きく2点、鹿島市の子育て支援、そして、小・中学校校庭の芝生化でございます。

10月10日から13日まで、鹿島市の水の会という会がございますけれども、水の会で鹿島市の小・中学生10名とともに石垣島白保という地区に行つてまいりました。これはWWFジャパンの支援で行つたわけがございますけれども、そのことは今回の質問と直接関係ございませんが、実は、石垣市に行きましてびっくりいたしましたのが、2006年に4万7,171名の人口がありましたのが、ことしの10月には4万8,569名に1,391名増加しているということ、石垣市の大濱市長さんとお会いしましたときに伺いました。

石垣島というのは、大きな企業はございません。製造工場が1つあるのと、あと農業と漁業が主な産業でございますけれども、実は離島ブームで、観光地としての魅力が大きくあるということと、あとスキューバダイビングができるということで、どういうわけか人口がふえているということでした。

その中で、私も民宿に宿泊いたしましたけれども、その民宿に、これは東京出身の女性でしたが、もう1カ月滞在していますという方がいらっしゃいまして、夜は一緒にお話ししながらいろんなことをお尋ねしましたけれども、その方がおっしゃいますのに、石垣島の人たちは非常に人情が豊かだということです。ちょうど昭和30年代ぐらいの、いわゆる鹿島市の状況。要するに、米の足らんけん隣に行つて貸してくんしゃいとかいう、そういう関係がありましたけれども、そういうことがですね、石垣島の、私たちが行つたのは白保という地区ですが、そういうことがあっていると。だから、その人情に引かれて、実は1カ月滞在をしていますということでございました。

また、11月には文教厚生産業委員会で、長野県茅野市と小諸市、小布施町を視察研修いたしました。このうち、不思議なことに茅野市と小布施町、ここは人口が実は増加をしている自治体でございます。

小布施町は、人口が今1万2,000人で、昭和60年代には実は9,000名だったということです。これがふえているということでございまして、これは1つは観光ということに力を入れていらっしゃるということと、それから、住宅の景観について実は条例がありまして、要するに家をつくり直すときは、まず基本的な屋根とかの色を黒か濃い灰色にするという、これは条例で決まっております、また、一般家庭をですね、いわゆる観光客、だれにでも開放するオープンガーデンというのを取り入れていらっしゃるということは、住民の方と、いわゆる観光客の方とのお互いに触れ合いができるということで、実は東京あたりからの転入者が大

変ふえているということでございました。

もう1つ、茅野市でございますけれども、ここは実は子育て支援に力を入れていらっしゃる自治体でございます、ここも人口がずっとふえてきている自治体でございます。最近では死亡者と出生率の関係で、ちょっともう横ばいになっているということでございますけれども、その中で、妊娠中の方から18歳まで支援をするという、いわゆる「どんぐりプラン」というのがありました。実はこれを私も聞きに行ったわけでございますけれども、この茅野市の人口が、平成元年の4万8,909名から、現在21年11月で5万7,376名に増加をしているということでございました。

その要因といたしましては、周辺の自治体には実は大工場があります。結果的に土地が安かったということと、土地の開発ができたということ、それから、大企業が周辺にあるということでございますけれども、茅野市の重点課題といたしまして、3次にわたる総合計画で福祉、環境、教育を柱といたしまして、市民が主導して行政が支援をするという、いわゆるパートナーシップのまちづくりということを掲げて、まちづくりを進めていらっしゃるということでございます。

また、平成20年には第4次総合計画の中で、「みんなで作るみんなの茅野市」ということで、「茅野市民プラン」が策定をされております。その施策の1つとして、どんぐりプランというのが生まれたということでございます。

その目的といたしまして、安心して子供を産み育てることができるまちづくり。少年、少女時代を過ごせてよかったと思えるまちづくり。この2つを理念とされておられます。

子供さんが生まれる前から18歳まで、一貫して、その子供さんとその家族の子育て、子育てを応援していくというために、生涯学習、学校教育、保健、医療、福祉と、それぞれ部門があるわけですが、これらを総合的に実施していると。子供と家族を中心にして、市民と行政が一体となって応援、支援をしておられるということでございます。

そして、市民と行政がお互いの多様な情報を持ち寄って、一緒の共通認識の構築。そして、解決手法や、それぞれの役割を選択するパートナーシップ、いわゆる協働が必要だということとされておられます。

その中の試みといたしまして、小・中学生を対象とした、本音を語る子供たちのフォーラム。それから、子ども建設委員というのを小・中学生27名で、これは中高生も含めた委員会ですが、そういうのを設置して、いわゆる子供たちに自分たちのことを語ってもらうということもしておられたということです。

その子供たちの提言で、平成14年に0123広場というのができまして、そこにこども館というのができました。

「CHUKOらんどチノチノ」という命名でございますが、たまたま私たちが電車で茅野駅の前におりましたときに、前にデパートがありまして、そのデパートの多分3階だったと

思います。ワンフロアを全部、市で借りられて、子供たちのためのCHUKOらんどチノチノというのをつくられたということでございます。

それから、あと小学校の空き教室を利用して、各地区にこども館、いわゆる子供たちが集える場所をつくられたということです。

その後に、茅野市地域福祉推進条例というのが制定されまして、先ほど申しましたように、妊娠中から18歳までの子供さんたちを支援していくということが現在進められております。

また1つびっくりしたことが、教育委員会と、いわゆる福祉部門、これが一緒になって、実はこの事業を進めていращやるということは、これは私も茅野市に行きまして、ちょっとびっくりしたところがそこございました。

これだから人口がふえているとは申しませんが、少なくともこれだけ子育てを支援すると、妊娠中から18歳になるまで支援をしていくということは、やはり子供たちにとりましては、その茅野市の場合ですが、茅野市に住んでいてよかったなど。だから、高校を卒業して大学に行く人も、就職する人もいるでしょうけれども、その人たちがやはり茅野市の人たちと触れ合ったという経験があるということで、結果的にそこに残る方ができてくると思いますし、外に出た人も帰ってくるということにもつながっているのじゃないかなというふうに思っております。

今から具体的に質問をいたしますけれども、茅野市の例を紹介いたしました、鹿島市で妊娠中の支援として検診の補助があります。妊娠中の方は、いろんなことでいろんな不安があられるというふうに思っています。出産後の子育て、経済的な不安。特に最近は若年離婚がすごく多くなってまいりまして、女性1人で出産、子育てをされる方もおられるということでございますが、その妊娠中の相談というのが、どういう形で行政として相談に乗っていращやるのかなということをもまず質問いたします。

次に、ゼロ歳児から小学校入学までは、乳幼児に対して保育園、幼稚園で保育や指導が行われていると、それ自体が子育て支援だと思いますけれども、そのほかに市として何かやっていращやることがあられるかなということについて質問いたします。

次に、中高生。先ほど申しましたけれども、思春期でございまして多感な時期でございます。彼らにはさまざまな悩みがあると思います。それらの悩みを相談する場所、それから支援するということが行われているかどうかについて質問いたします。

次に、大きな2点目でございますけれども、小・中学校校庭の芝生化への取り組みについて質問いたします。

石垣島を先ほど訪問したと申しましたけれども、実は石垣島の小・中学校の校庭が、すべての学校だそうなのですが、芝生で覆われておりました。私も白保地区の白保中学校というところに、子供たちと一緒に授業体験に伺いましたけれども、その白保中学校も実は芝生で覆われていたということでございます。後で調べてみますと、いわゆる中心部の小・中学校では

ちょっと無理だということとされていないそうですが、それ以外はすべて芝生化をされているということでございます。

佐賀県内でも、県の校庭芝生化モデル事業というのがございまして、高校、小学校、幼稚園、保育園19か所で、実は芝生化に取り組まれております。

鹿島市でも琴路保育園で取り組まれてございまして、私も現地を見に行ってみました。今ちょうど冬でございまして、少し芝生が枯れておりましたけれども、いわゆるあそこは園庭というのですかね、園庭はやはり一面芝生でございました。

また、吉野ヶ里町では鳥取方式という芝生を植える方式でございますけれども、かなり低コストでございます。これで三田川小と東背振小で取り組まれているということでございます。

芝生化は地球温暖化防止につながると。いわゆるヒートアイランド現象がかなり緩和されるということです。それから、はだしで運動をしたり昆虫と触れ合ったりという、いわゆる自然と触れ合う機会がふえると。そして、芝周辺の温度も下がりますということでございます。また、冬でも適当な湿度が保たれまして、風邪を引きにくくなる。土ぼこりが立たなくなる。水たまりができにくくなるなどの利点があるということでございます。

ただ、なぜこれまでいわゆる芝生化が進んでこなかったかといいますと、芝生設置の費用が高額であったと。それから、ランニングコストがかかるということだと思います。

ただ、鳥取方式のように低コストで植えることができ、ランニングコストにつきましては、地域の方々と生徒、先生で芝刈り、施肥を行うことで相当程度下がると言われています。

そこで質問でございますけれども、鹿島市で小・中学校校庭の芝生化に取り組むお考えがられるかどうか、これは市長及び教育長、できましたら御見解をお尋ねいたします。

鹿島市でも蟻尾山公園や北公園が芝生化されていますけれども、これらの設置費用と、後のランニングコストがどの程度かかったのかについてお尋ねいたします。

3点目、吉野ヶ里町では地区の住民、老人クラブ、PTA、生徒、先生たちが役割分担をして芝生整備が行われているということでございます。この方式を取り入れられたら、ランニングコストの低減につながり採択しやすいと思いますけれども、これについての御見解をお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

それでは、保険健康課のほうからは御質問の1点目の妊娠中の相談制度について御説明いたします。

今現在、年間250名ほどの方が妊娠をしておられます。法的に妊娠した場合は、市町村長に届け出を行う義務がございます。そして、そこから私たちの支援が始まるわけですが、まず一番大きいのが妊婦健診の14回。前は、これが2回、5回、14回というふうに拡大をして

きております。まず、そこらあたりが一番大きな支援でありまして、そして、保健師となるべく話し合う機会が持てるように、まずそういった点ですね。とにかくまず人間関係を、妊婦の方と良好な人間関係ができるように、いろいろ工夫をやっているところでございます。

それで妊娠中ですが、鹿島の場合は母子保健推進員さん、この方を30名委嘱しています。この方が全地区にいらっしゃいますので、ずっと家々の訪問をお願いしています。これは、やっぱりそういった状況をまず見たいということで、この訪問が年間600件くらい行ってもらっております。

この母子保健推進員さんを中心に、マタニティスクールとかマタニティ広場、こういった事業もやっております。

妊婦の方から一番要望が多いのは、やっぱりさっき議員言われましたように、核家族ですので、相談する人とか、そういった仲間が欲しいということです。そういった要望が非常に多くありますので、そういったものを開催をやっていきます。

うちの保健師と母子保健推進員の、この2本立てと、あと妊婦健診の14回。ここが現在、私たちの妊婦の方への支援の中で、一番中心になっている分でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

私のほうからは、2点目のゼロ歳児から小学校入学前までの子育ての支援についてお答えをいたしたいと思います。

まず第1点目、子育て支援センターにおける支援を行っております。職員体制は嘱託1名、日々雇用2名という内容で、事業内容につきましては、21年度現行でございますけれども、まず1点目として、育児不安等についての相談、支援とか育児相談、電話、あるいは来所による相談なり、あと一応研修等を積んで、相談への対応ができるようなことでの配置はしておりますけれども、専門的な内容につきましては、そういう専門機関の紹介をすとか、そういうようなことで対応しております。

次、2点目といたしまして子育てサークルの育成、支援ということで、子育てサークルの開催を月2回の2つのサークルを開催しておりますので、それぞれ行っております。

1つが、よちよちサークルということで、5カ月から1歳6カ月児の子供さんとその保護者です。それともう1つが、のびのびサークルとして、1歳7カ月から4歳までの子供さんと保護者の方のサークルをして、それをもとにそこで知り合いができますので、そういう方たちが自主的にサークルを結成したいとかいうような話になれば、そういうところでの支援とかも行っております。現在6つの自主的サークルができて、人数とか回数は多少異なりますけれども、自主的に活動されておられます。

それと、あと市内保育所との連携ですけれども、保育所で子育てサークルなどの立ち上げがあったりした場合の助言とか、今、先ほど申しましたサークルをしておりますので、その状況等の参観の受け入れとかを行っております。それと、あとは市内の子育てサークル支援者への研修会の実施とかそういうことと、3点目につきましては広報活動。子育て支援センターについての情報を、市報とかホームページ等でお知らせをしているということです。

22年度からは現行の形にプラスして、事業も考えております。それは、訪問型子育て支援を提供したいということで、地区公民館とかに出向いて、そこで先ほど言ったサークル活動なり相談活動なりを行いたいというふうに、現在のところ考えておるところでございます。

もう1つは、すこやか教室。福祉会館の2階でありますけれども、就学前の子供さん、子供さんというか、発達障害の方とか障害をお持ちの方を中心にやっておるところでございます。

以上、福祉サイドの就学前までの支援の対応についての答弁でございます。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

私のほうからは、大きな1番目の鹿島市の子育て支援についての3点目の、中高生の悩み相談する支援はどのようになっていますかということでございます。それともう1つは、学校の芝生化の関係でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、中高生の悩み相談する支援はどのようにとということでございますけれども、小・中学校では、現在、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、それから、心の相談員を配置いたしまして、このような悩み等の相談、支援に対応しているところでございます。

また、高校におきましては、カウンセラーの配置とか教育センターに相談窓口の設置、それから、電話での相談窓口等を設けて対応をさせていただいているということでございます。

それから、大きな2点目の芝生化の関係でございますけれども、市長のお考えはということですが、まず私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

これは、ことしの6月議会にも御質問いただいたわけですが、確かに議員おっしゃるとおり芝生化をすれば地球温暖化防止に役立つとか、ほこりが立ちにくいといったいろいろな利点も多いわけでございます。反面、議員もおっしゃいましたように維持管理とか経費の手間暇の問題もあります。

それから、芝生化することによってグラウンドの利用制限等々も、逆な部分というのもあるわけでございます。そういうわけで、現状での運動場の利用はどうしているかということでございますけれども、いろいろな体育授業をやっていますし、また授業参観等を初めとして、いろいろな行事での、そのときの父兄等の参観があるわけですが、そのときの臨

時駐車場としても使用をしているわけでございます。そういったいろいろ多種多様な利用を行っておる状況でございます。今のところ芝生化することになりますと、そういうことで使用できない場合も出てまいりますので、芝生化することにつきましては考えておりません。

それから、次の御質問で吉野ヶ里町の例を挙げられて、地区民とか老人クラブ、PTA、生徒、先生たちの役割分担を行ったら、ランニングコストの低減につながるということでありましたけれども、先ほど吉野ヶ里町のことは御紹介いただきましたように、承知はいたしましたけれども、今申し上げましたように、今のところ芝生化は考えておりませんので、もし芝生化をするということになれば参考にさせていただくこともあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

ちょっとダブる面もあるかわかりませんが、中高生の支援について、これは正直、特に高校生あたりになると難しいところもあろうと思えます。ただ、基本的には今、次長から申しましたように、中学校、高等学校のほうで、それぞれ相談員等のスタッフを配置しながら、てこ入れをしているという状況であります。

人間だれしも悩みというのはあるわけありますので、学校教育の中でカバーできる面はもうかなりあると思えますので、これは一定の御理解をいただきたいというふうに思います。

問題は、できるだけ深刻化しないように早目の対応といいますか、これは一番大切ですので、学校ではやっぱり授業とか諸行事、あるいは市のほうではエイブルあたりで各種イベントとか講座等も関連のものを行っておりますので、できるだけ中高生でも参画できるような催し等もありますので、間接的ではありますがけれども、そういう面からの働きかけというのも、当然支援の一助になればというふうに思うところであります。

もう1つ、芝生化についての私の見解ということですが、結論的には今、次長から申したとおりでありますけれども、県内の状況、また御提言につきましては、私も趣旨についても十分承知をいたしております。メリット、デメリット、やっぱりどちらもあります。それを私どもなりにまとめているところでありますけれども、ただ、現実問題としてはやはり経費の問題、あるいは季節とか天候に関係なく日常的な維持管理の問題、特に何といいますか、水やりですか、これはもう頻繁にというようなこともありますので、それから、多目的な利用、駐車場とか諸行事、こういった課題も多くあります。

特に、芝生は生き物でありますので、やっぱり手入れ等の煩雑さあたりかんがみまして、逆に土に戻した学校も、事例もあるようでありますので、やはり総合的にとらえる必要があらうかというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

私のほうからは、蟻尾山公園が芝生化されているが設置費用とランニングコストについてということで、お尋ねにお答えします。

北公園につきましては、まちなみ建設課のほうから答弁をさせていただきます。

蟻尾山公園の陸上競技場の芝生でございますが、これにつきましては供用開始が平成8年3月31日でございます。このときの設置費用が65,548千円、平米にしますと6,470円でございます。これにつきましては、高麗芝と違いまして、ティフトン328という芝を使用いたしております。

それから、ランニングコストですけれども、これは21年度予算で委託料が6,100千円でございます。これにつきましては、また平米当たり、年間ですけれども、700円程度ということで考えています。

芝刈りの内容ですけれども、空気入れとか根切り、それから山砂堆肥混合の土入れとか、それから殺菌剤の散布を委託しているところでございます。そのほかには肥料、薬剤の購入、これにつきましては970千円でございます。

それから、水道料金ですけれども、これは天候でも変わりますけれども、散布の水道料も含め上げることはちょっとできないものですから、水道料金につきましては1,440千円の予算で対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

北公園の芝生設置の費用についてお答えをいたします。

北公園の芝生広場は平成11年度のオープン以来、グラウンドゴルフや子供たちの遊び場、それからイベントなど、広く市民の憩いの場として利用されているところでございます。高麗芝を使っておりますけれども、当時、設置費用が13,500千円でございます。広場の張り芝面積が約8,200平米ですので、平米当たりの単価が約1,700円となっております。

維持管理につきましては、現在、造園業者に公園全体の植栽管理事業ということで委託をしております。そのうち芝生の管理作業についての金額といたしましては、年額400千円程度となっております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

小・中学校の運動場の芝生化の問題ですが、これもう教育長なり次長のほうから答弁をいたしましたとおりであります。

私の立場は、具体的な教育委員会サイドの政策というものに、一つ一つ私がタッチをするというものではありませんが、しかし、そうは言いましても、予算をつくるときに財政の問題がありますので、そういう立場から言いますと、現在、小学生、中学生の安全を図るために耐震化、これを最優先でやっております。これは御存じのように、もう非常に高い建設費にもなりますので、そのほかにも教育委員会からいろんな予算を議論するとき要望も出ております。緊急性のあるものは取り上げておりますが、すぐやらなくてもいいものについては見送ってくれるように私のほうからもお願いしておりますので、この芝生化というのが緊急性という面から見ても、今すぐやりますということにはならないというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は1時10分から再開をいたします。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。

以前、ちょうど今から25年ぐらい前、1985年の鹿島市の人口が3万5,006名、ちょうど鹿島ガタリンピックが始まったころでございますけれども。それが年間大体100名から120名程度ずつ、ずっと減少してまいりまして、21年11月現在で3万1,754名、これ20年に比較して281名の減ということになっております。少し、いわゆる減少する数がふえているという状況でございます。ところが、世帯数は1万500世帯を超えているという状況があります。これは核家族化をしているという状況だと思います。

その中で、妊娠中の方の支援というのがどうなっているのですかということをお聞きいたしましたけれども、いわゆる3世代とか4世代が同居しているという家族であれば、その家中でさまざまな相談ができるということだと思います。ところが、核家族化をしていて、先ほども申しましたように、若年離婚等で、1人でいわゆる子供を産み育てるという状況になったときに、じゃあ、その相談はどうなるのかということが趣旨で、妊娠中はどうなっているのかという質問をいたしました。それにつきまして、さまざまな措置がとられていると、いわゆる妊婦さんたちが自主的にサークルもつくられているということでございますので、ある意味では安心いたしましたけれども、やはり妊娠中の方というのはいろんな不安を抱え

ておられるという状況でございますので、やはりできるだけ早く支援をしていくということが必要じゃないかなと思います。

昨日の佐賀新聞の記事、1面の記事に載っておりますが、いわゆる20代の方、特に女性の62%が子供を持ちたくないというふうな数字があったというふうに記事がついておりました。これは非常に危機的な状況だと思います。だから、これをどうしなさいということではございませんけれども、できるだけ妊娠中から支援をしていくということが、やはり安心して子供を産み育てるということにつながっていくのではないかなというふうに思っております。

ですから、先ほど御答弁で自主的に任意のグループができているという答弁ございましたけれども、その人たちをですね、ある意味で言ったら組織化をしていくといいますか、まず妊婦の方たちだけじゃなくて、それに例えばお年寄りでもいいでしょうし、高校生でもいいと思いますけれども、そういう人たちが集えるような場があって、いろんな話ができるというようなことができないかなと思いますけれども、これについてはいかがでございましょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

先ほど私が御紹介しましたマタニティスクールとかマタニティ広場、任意の組織でございますが、一応うちの母子保健推進課が中心になって呼びかけておりますので、そういった意味では充実、整備できているのではないかと思いますので、その辺は十分、妊婦さんだけじゃなくて、子育てのベテランの方も中に入って、そういった教室をやっておりますので、その辺は十分にフォローができているんじゃないかというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

それは、いわゆるマタニティ教室という場でやっていらっしゃるということですね。これをもう少し範囲を広げて、例えば、各地区の公民館あたりでもできるというような状況になっておりますか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

今、議員言われたような要望が非常に多いです。ただし、今のところちょっと場所的なのが非常に苦勞をやっている分で、まだ実現しておりません。ただ母子保健推進員さんが、ずっと地区ごとにいらっやって連絡網等をつくってもらっておりますので、そういった意味では、いざというときの相談窓口にはなっているのではないかというふうに

思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ぜひこのことにも取り組みをしていただきたいというふうに思います。

先ほど1回目の質問のときに茅野市の例を出しまして、いわゆる中高生ですね。子供たちに自分たちの考え方を、いろんな話し合いをしてもらって、自分たちはどういうことがしてもらいたいのだという例を御紹介いたしましたけれども、鹿島の場合、そういうことがあっているのかあっていないのか、私はわかりませんが、いわゆる子供たちの意見を聞く場というのが鹿島にございますか。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

中高生ということではよろしゅうございますかね。

茅野市の例で紹介されたような取り組みというのは行っておりません。

ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、やっぱり楽修大学とかエイブルの授業、あるいはクラブ講座、こういったものが一般だけじゃなくて、高校生あたりにも参加へのねらいというのが当然あるわけでありますので、例えば、先般の人形劇の三国志であるとか、あるいは今回エレキギターの講座等でも、現に高校生の申し込みもあっているようでありますので、こういうことも一つの支援ではなかろうかなというふうに思っております。

また、これは企画課のほうの事業でありましたけれども、第5次総合計画に向けて、先般まちづくり懇談会ですか、ということで西部中、東部中はもちろんですけども、鹿島高校、鹿島実高の生徒代表からの意見とか提言をもらうような機会も設定しております。中高生たちはやっぱり自分の考えとか思いを伝えて、そのことが何といたしますか、市政とかまちづくりに着実に反映するようなことになれば、自分たちが必要とされているといたしますか、あるいは地域での役割、こういったものも当然実感できる貴重な機会であろうというふうに思いますので、残りの他課との連携も含めて、地道ながらの取り組みというのは行っておるわけですけども、さらに拡充を図るべく努力をしてみたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

実は、高校生につきまして鹿島の中心商店街、これは主に鹿島実高でございますけれども、いろんなイベントをします。そのときに、いろんな協力をしてもらっていますし、それから鹿島のまちづくりについていろんな話をするときにも、実は高校生、先生も含めてですけれ

ども、入っていただいているんなことをやっているということはございます。ある意味で言ったら、高校生、鹿島高校と鹿島実高合わせまして多分1,600か1,700名いらっしゃると思います。それから、市外の高校にも通っている高校生もいらっしゃる。彼らがいずれ高校を卒業して、先ほど申しましたように就職ないし進学をされていって、要するに出られる。彼らにやはりできたら鹿島に残ってほしいと思いますし、それから、できましたら鹿島に住んでいただいて、仕事も探していただきたいというふうに思います。そのためには、当然企業誘致なり産業の活性化等々、いろんな手段が必要になってきますけれども、今回はそのことを質問しているわけじゃございません。それはいたしませんけれども、やはり高校生は鹿島にとって貴重な資源という言い方はおかしいですが、貴重な人材の人たちだと思います。ですから、彼らに対して、高校ですから鹿島市教育委員会も関係ないと思いますし、どこが所管するのかなという気がいたしますけれども、だったら、いわゆる高校生まで含めて、ゼロ歳児から高校生まで含めて一体になった、いわゆる子育て支援というのが鹿島でできるのかなと。それを担当するのはどの部署が担当されるのかなというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

それでは、福井議員のほうにお答えをいたします。私は一応市民部の立場としてお答えをいたします。

例えば、部とか課を統括して行うことについては2つの方法があるかと思っております。1つは、例えば、子育て支援にかかわる業務を、組織機構を見直して、統括する新しい課をつくってやる方法ですね。2つ目は現在も行っておりますけれども、複数課が共同、連携して行う方法。まずこの2つがあろうかと思っております。

まず1つ目の、業務を統括して新課を設けるという方法は、例えば、県のほうに例えてみますと、県のほうにこども未来課というものがございます。ここには4つの担当、いわゆるうちでいう係がありまして、それぞれ現在、鹿島市の福祉とか教育総務課とか、あるいは生涯学習課などが担当しております業務の一部がまとめられております。

しかしながら、これらは子供に関するすべてのことを、そこに一括してまとめてしまうということはやっぱりできておりません。そういうことで、どうしても制度上、原課で補わなければならない部分については残っている状況なんですね。

そういうこともありますし、また、現在、鹿島市のほうでは財政基盤の強化計画の実施期間中ということですので、例えば、原課、あるいは関係課でそういった統括について、具体的に議論をしたというようなことは今のところございません。

それから次に、複数課が共同して連携しながら取り組んでいくという方法でありますけれ

ども、これは例えば福祉の関係の例をとってみますと、いわゆる虐待の問題ですね。これについては、児童あるいは夫婦間、あるいは高齢者、あるいは障害者虐待というように、さまざまな課にまたがっている部分の業務なのですね。これを1つの、例えば福祉あたりが主幹をして1つの協議会等をつくって、そこで1カ所にまとめて議論をするというようなことを具体的に取り組んでいる事例もあります。

そういうことで、現在のところは今申し上げましたような複数課が連携、共同して、協力をしながら調整を図っていくと、当面はこの方法をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ということは、複数課が共同して、いわゆるいろんな作業を行っているという状況であるから、いわゆる新しく課をつくるとかいうことはしなくてもいいというお考えでよろしいですかね。（「現在のところは」と呼ぶ者あり）じゃあ、現在のところということは、将来的にはあり得るといふふうにとらえてよろしいのでしょうかね。ここら辺は部長じゃなくて市長に聞いたほうがいいのかわかりませんが、そういうふうにある意味で言ったら、いわゆる教育委員会、福祉事務所、いろんな支援に携わっている課がありますけれども、これはある意味で言ったら統括をしていくという組織をつくるという考えがございますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

質問の内容が、私たちの分野のことになっておりますので、例えば、支援の一貫性という意味では、小・中・高というふう考えた場合に、例えば、ふるさと鹿島に愛着を持つような子供たちを育てたいという意味では、今、そのことに向けての人材育成の基金を使ってですけども、小学校、中学校に行っております。そういう小学校、中学校で培われた心が、やっぱり高校生になっていく、はぐくまれていくわけですね。そういう意味でも、やっぱり中学校までの素地づくりが高等学校での学習面、生活面へ、あるいは部活動などの情報、何といたしますか、連携を進めて支援というふうに流れていくのではなかろうかなという、そういう視点も考えております。

もう1つ、課の総括ですかね。この件については、例えば、他の自治体では、こども課とかいうのを創設して対処されるところもありますけれども、例えば、私どもの立場で言えば、結構教育委員会ならではといたしますか、教育委員会でしか対応できない部分というのも結構あるんですね。だから、それぞれの内容というのがやっぱり独自性といいますか、特色もありますので、今、鹿島市ではそれぞれの部課の特色を生かしながら、相互の連携をやっぱり

密にしてやっておりますので、現行体制をさらに充実を図っていくという姿勢でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

その件はわかりました。だけど、やはり私が思いますのは、ある程度統括して、すべての情報をそこに集められるような組織があったほうがいいかなというふうに私自身は思っております。

じゃあ、次に参りますけれども、例えば子育てを支援していく。先ほど、いわゆるエイブル等々でやっているという答弁でございましたけれども、地区公民館は要望はあるということでしたね。その地区公民館で、例えば妊娠中の方ですとか、子供たち、それから中高生、そこら辺も含めて、ある意味でいきましたらお年寄りも含めて集えるような場所があったほうがいいんじゃないかなという気がいたします。

茅野市の例をお話ししましたように、あるデパートのワンフロアを借り切ってそういう場をつくられた。それにはやはり中高生、子供たちの意見も取り入れてつくられたということをお紹介いたしましたけれども、そういう場がエイブルにはあると思いますけれども、例えば地区公民館、ある意味でいきますと部落公民館でできるかどうか別といたしまして、そういう場所があればいいんじゃないかなと。そこにいわゆる相談員さんなど来ていただいて、いろんな相談を受けるということがいいのではないかなと、私自身は思っています。

と申しますのは、先ほど申しましたように、いわゆる核家族化いたしておりまして、非常に母子家庭、父子家庭という方たちが多いという状況の中で、やはり子供たちが安心していけるような場があればなというふうに思うんですけれども、それにつきまして地区公民館、先ほどもお尋ねしましたけれども、地区公民館、あるいは各区の部落の公民館等々の活用ができないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

福井議員の質問にお答えしたいと思います。

福祉制度のお答えということにしたいと思いますけれども、うちのほうで現在、先ほども言いましたように、子育て支援センターのほうで就学前の支援については実施をしております。その子育て支援の拠点事業というのがありまして、その中にもセンター型と広場型というのがございます。

ただ、広場型についてはやっぱり一定の場所が必要となります。うちのほうも従来からいろいろな方面からの御意見等も受けていた中では、そういうものについての検討もしてきた

ところでございます。

現在、次世代育成支援行動計画があります。それで今年度、向こう5年間の後期計画ということで、今、策定委員会の中で議論をしてもらっているところですが、そういう中で御意見とかも踏まえながら検討はしたいと思っておりますけれども、何分にも場所をどうするかという問題が、やっぱり課題があると思っております。

今言われました地区公民館の活用ですけれども、公民館も部屋数がそんなにございません。それと、その利用も毎日毎日いろいろあっていると思っております。ですから、1回目の質問にもお答えしましたように、22年度からは訪問型の子育て支援相談といいますか、地区公民館に、6地区ありますので、毎週1回ずつぐらいのローテーションの中で出向いて、そこの中でいろいろな支援、相談も遊びもというようなことを考えていきたいなというようなことで現在のところ考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

そのことについてわかりました。

子育て支援についての最後の質問になりますけれども、鹿島市第4次総合計画の中に、市民ボランティアの育成という項目があります。行政だけでいわゆる子育て支援をするということではなくて、市民と協働で福祉に取り組むということが市民力の向上、鹿島というのは結構市民力が高い場所だと思いますけれども、そういう市民力の向上にもつながっていくというふうに思います。

今、第5次総合計画が検討されている状況だと思いますけれども、いわゆる子育て支援について、いわゆる市民との協働、例えば今、市民ボランティアがどういう方たちがいらっしゃるかと存じ上げませんが、そういう方たちを育成して行って、その方たちと協働で事に当たっていくというようなことが、この新しい総合計画の中に入れることができないかなというふうに思いますけれども、これについていかがでございましょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

私が管轄しております部分でお答えをいたします。

まず、先ほどから御紹介をしておりますし、母子保健推進員さん、これ30名の方がいらっしゃいますけど、一応鹿島市が委嘱をやっておりますが、報酬もなくボランティアです。そういったことで、保険健康課といたしましては、まず母子保健推進員さんの活動、ここを中心に支援を行っていきたいというふうに思っています。非常にいろいろ成果も上がっていま

して、とにかく訪問をやっていただくことは非常に助かっておりますので、訪問はいろいろこれもよかったり悪かったりの場合もやっぱりありますけど、その辺も非常にいろいろ工夫をやって、回って、相談にも乗ってもらっております。実質的には、これも市民のボランティア組織とっておりますので、とにかくこの組織をもっと十分に、育成のほうを、支援をやってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

福祉サイドのほうの答弁として、1回目の御質問でも申し上げましたように、子育て支援センターの中でいろいろ支援者、ボランティアも含んで何人かおられますので、それらの方についても、今後、それ以外の方を含めて、子育て支援の養成講座等を開催したりして、現在の育成等も図っていききたいというふうな計画は持っているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、校庭の芝生化について質問いたしますけれども、先ほどする気がないという御答弁でしたので、もう質問しても一緒かなという気がいたしますけれども、あえて質問させていただきたいというふうに思います。

鳥取方式につきましては、御存じだと思いますけれども、吉野ヶ里町の三田川小学校で運動場のほぼ全面7,000平方メートルで、約700千円だったそうでございます。これは苗植えということでございますが。これはポットで苗を育成いたしまして、植え込みを子供たち、児童ですとか保護者、地域ボランティアで行って1日で終了したということでございます。

あと水の問題も先ほどおっしゃっていましたが、散水用の消火栓を設置されたということです。消火栓を設置して、井戸水を消防ホースでくみ上げて、スプリンクラーで散水をするという方式でやられまして、芝刈り機の購入ですとか工事費を含めて3,000千円、1平方メートル当たり100円程度でできたということでございます。

あとの管理費につきましても、いわゆる水やりとか施肥ですとか芝刈りというのにかかるわけですが、これも水に関しては、水道水を使えばかなり高いものになると思いますけれども、芝刈りも先生たちですとか用務員さんたちでなさっていると、あと老人クラブ等々の地域の方たちでなさっているというやり方をされていまして、大体いわゆる高麗芝等々植えた場合の36分の1だったですかね、程度で設置と管理ができるということだそうで

ございます。

小・中学校の耐震化という大きな問題を抱えていますから、こちらに予算を回すということは、先ほどできないという市長の答弁ございましたけれども、やはりやり方によってはかなり安くできるのではないかなというふうに思います。

それから、グラウンドは多目的に使うと。いわゆる駐車場等にも使わんといけんということございましたけれども、だから、駐車場にもし使うのであれば全面芝じゃなくって、例えば、外側だけは土にしとくとか、走るところ、いわゆるアンツカーの部分につきましてはもう土にしとくとか、いろんなやり方があると思うのです。ですから、いわゆる鳥取方式をとって、設置費用を含めたコストを下げる。それから、場所を全面じゃなくて、一部に芝を張るというふうなやり方でやれば、費用的に見ますとかなり安く上がるのではないかな。しかも、地球温暖化の防止にも役に立ちますし、子供たちがはだしでそこで遊べるというふうな状況が生まれてくると思いますけれども、そういうふうにいわれるコストが下がって安くなったにしても、考えていませんという、要らないということなのかどうかお尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

具体的に数字等上げて、経費が安くつくということで御紹介いただいたわけですがけれども、やはり申しわけございません。当初の答弁させていただきましたような考え方で、今のところさせていただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

もうこれ以上お尋ねしても答弁一緒のようでございますので、これ以上芝生について聞きませんけれども、やはり私たちの子供のころって芝生に入っぎいかんやったとですよ。小学校の修学旅行で長崎に行ったとき、あその平和公園のところに行ったときに、芝生には絶対入ったらいけませんという指導を受けました。

ところが、今は芝の中にはだしで入って遊ぶと、自然を体験するというふうに、今、世の中が変わってきているというのを、先ほど申しましたように石垣島に行ったときにそれを感じました。ですから、将来的にはやはり芝を植えていくことが主流になっていくのではないかなというふうに思います。

県のモデル事業でも、今19カ所だったかな、取り組まれておられるということは、実はそういうことを見越した上での取り組みではないかなというふうに思います。将来的に国、県の考え方がどういうふうになっていかれるのかわかりませんが、やはり将来的には私は芝生化というのが今から必要になってくるのではないかなというふうに思います。

ですから、答弁は多分それ以上の答弁はないと思いますけれども、私の希望といたしまして、小・中学校の校庭につきましては芝生化をしていただきたいということをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

芝生化の御提案ですけど、何も福井議員が言いよんさつとがだめとかなんとかいうことじゃなくて、私自身も芝生化になれば気持ちもいいだろうし、子供たちの健康のためにもいいと、そういう考えはあるのです。ただ、結局緊急性の問題でね、先ほど言いましたように。御質問の中で、御提言の中で、やっぱり全体として市の職員と、いわゆる市の行政と市民が協働をしてというふうなそれが一本、筋が通っておられたなというふうに思います。

御存じのように鹿島市は市民力、これがもうほかの鹿島市以外の人から物すごく評価をされています。また、15年ぐらい前になりますか、当時の鹿島町が合併をして市に昇格をするときに、茨城県鹿島町の町民の代表の皆さんと鹿島市の市民が、いろんなそのことについての議論をいたしました。その結果、茨城県鹿島町の当時の町民の皆さんは、佐賀県鹿島市の市民はすごいと、いわゆる民度がもう我々とは全然違うというふうなことで、これはもう仕方がない、我々が引込まざるを得ないと、こういうこともあったわけですね。これはもう福井議員が御承知だと思いますし、この前の「花咲翁の集い」のときも、萩原先生がその紹介もなされました。いわゆるこういう非常に鹿島市の市民は自分たちのまちのことを思い、考え、そして実際自分たちの市民の力でできるものは何とかしていこうという活動をやっていただいております。

また一方、この鹿島市の市役所の職員たちも、私が20年前、市長になった時分から考えますと、物すごくそういう市民との融和といいますか、協調といいますか、あるがともに一緒にいろんな活動をしていくということは、もう飛躍的に今、職員たちもそういう意識を強く持ってくれております。その結果、いろんなことがほかの市町村ではできないようなことも鹿島市では実際実現できておるといのが現状であると思います。

ただ、やっぱりまだまだこれで満足するわけにはいきませんから、先ほど御質問、あるいは御提言の中にいろんなことがございましたが、そういうものも市の職員と、いわゆる市民が力を合わせて協働して、いろんなことを実現していく。このことはもっともっと高めていかなければいけないことだというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

以上で8番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。1時55分から再開します。

午後1時44分 休憩

午後 1 時 54 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、2 番議員松尾勝利君。

○2 番（松尾勝利君）

2 番議員松尾勝利でございます。通告に従い、2 点について質問いたします。1 点目は新型インフルエンザについて、2 点目は有明海の再生について質問をいたします。

まず、新型インフルエンザについてですが、このことについては今までも定例議会において質問があっており、市としても予防に万全を期し、10月に訪れるであろう第2波の感染期に向けた対応をしている旨の答弁があっておったと思います。

新型インフルエンザの特徴として、感染力は強いが、発症した場合の症状はさほど重くならないようです。ただし、基礎疾患の患者は重症化しやすく、死亡例も報告をされております。8月、9月と患者数が増加をし、県内では10月20日から11月1日の週に警報レベルである1医療機関当たりの患者数が30人を超えました。11月23日から29日の週には佐賀県で50.87人となり、九州地区の感染者数が多い報道もあっております。また、若年層の感染者数が多いことも特徴であり、今後の動向が気になるところであります。当鹿島地区の現状はどうか、今後の予測は難しいとも思いますが、鹿島市としてはどうとらえられているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、行政教育機関等現場の対応について伺います。

市の業務体制については、市民の生活に直結しているということからいろいろなケースを想定されて対策をとられてきたと思います。これまで業務に支障を来たような状況ではないようです。

先ほど松尾征子議員の質問で職員の家族の方が罹患された場合の対応について説明がありましたが、今、業務の現状に支障はないのか、また感染拡大期に入り、市として新たな対応を講じられたことがあるのか伺いたしたいと思います。

次に、学校や保育所の対応で伺います。

今回の新型インフルエンザの特徴として、さきに申しましたように若年層の罹病率が高くなっています。特に11月に入ってから患者数が急激にふえています。一方、12月に入り、一部の学校では患者数が減る傾向も見受けられます。学級、学年閉鎖の状況については先ほど松尾征子議員から質問をされておりますのでお尋ねをしますが、保育所の現状についてはどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

次に、診療体制についてお尋ねをいたします。

現在、市内の病院でインフルエンザの診察を受けられる患者も多くなって、一般の他の診療を受けられる患者と合わさって対応が大変な状況だと思えます。市内の医療機関の対応は

十分できておるのかお尋ねをいたします。

また、佐賀市、唐津市では患者数が増加をしてきたために新たに休日や夜間の診療体制が充実をされておるようですが、本市としてはどう対応をとられているのかお尋ねをしたいと思います。

次に、ワクチンの接種についてお尋ねをいたします。

接種については、厚生労働省の接種スケジュールに沿って実施をされていると思います。今会議の冒頭、市長のほうから新型インフルエンザの対応ということで市内全戸に緊急のお知らせなど配布をして市民の周知を図っている旨、報告がありました。国のほうでも新型インフルエンザ特措法が成立し、本格的にワクチンの接種が始まっております。市内の医療機関の接種の状況はどうなっておるのか、また各医療機関のワクチンの保有状況はどうであるのかお尋ねをしたいと思います。

次に、2点目の質問であります。有明海の再生について質問をいたします。

民主党の新政権が発足をいたし、国営諫早湾干拓の開門調査について新聞等で連日のように報道がなされております。私もこれまで鹿島地区の漁業の窮状をお示しし、一日も早く開門調査が行われ、豊穰の海——有明海がよみがえるよう訴えてきました。

国や県の動きを見てみますと、これまで民主党は本部としては現在の菅副総理国家戦略担当大臣が以前、現場の視察をされた経緯もあり、開門調査をするという方向の立場をとってこられたと思っております。

しかし、新政権発足後の10月14日、民主党の有明海の再生を考える議員の会のメンバーが、これは地元の大串博志、川崎稔議員もメンバーに入っておられますが、赤松農水大臣に環境アセスメントを待たずに開門調査を実施するよう要請をしたのに対し、党内で意見が一致をしていない、もう一回論議を深めてほしいと逆に要請をされております。

また、10月22日に佐賀県知事が赤松農水大臣に一日も早い開門調査を実施するよう要請をしたのに対し、地元知事同士が話し合うよう求められております。それを受けて佐賀県知事が長崎県知事に会談の要請を行っておりますが、地元の意見を聞いて対応したいと反対の意見も根強くあることを示されており、会談については長崎の県議会で前向きな答弁があったように聞いておりますが、今度どのようになるのか不透明な状況であります。

また、環境アセスメントについては本市も意見書の提出をいたしております。九州農政局が沿岸4県に対して年末の提出を求めている環境アセスメントの方法書について、佐賀県は開門調査方法の明確化、予測モデルの透明性と予測結果の信頼性の確保、環境影響への回避・低減措置の早期具体化など6項目の要望を11月18日に提出をし、一日も早くアセスメントを進めたいとの考え方であります。

また、11月19日の参議院農林水産委員会での質問に対して、赤松農水大臣と山田副大臣が環境アセスメントを2010年春に着手し、10年度中をめどに調査結果をまとめる準備書を公表

する意向である。その中で開門した場合に必要な干拓営農に使う農業用水の代替水源確保もあわせて示すとしており、具体的な時期について明示をしたのは初めてで、今までの国の立場からすれば前向きな発言だと言えますが、内容についてはこれからの協議となります。

ここまで諫早湾開門調査の数カ月の動きについて、大まかに私の知るところを申し上げました。

いずれにしても、開門調査を求める佐賀県と農地の保全や防災の必要性を考える長崎県の思いは乖離しており、両県の合意に向けての協議はかなり難航するだろうと考えます。国が地元の了解、合意なくしては一方的にできないという立場をとる以上は、問題の解決は先送りされる可能性が高くなります。国策の事業である以上、国が一定の方向性を示し、速やかに解決をしていく政治的な決断が求められると考えます。

有明海全体のことはもとより当鹿島地区の漁業の将来像を考えるに、一刻も早い開門調査が必要だと考えますが、諫早湾の影響を受けやすいと思われる当鹿島市の市長として、これまでの動きと現状をどう考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

また、佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会幹事会で国営中海土地改良区事業の水門が撤去された現地を視察されておりますが、その経過をどうであったのかお伺いしたいと思います。

最後に、ノリ漁期中の公共下水道処理水の利用についてお尋ねをいたします。

有明海再生とこの質問とはどういう関連があるのかと思われるかもしれませんが、そのことについて触れてみたいと思います。

ノリ漁期中に降水量が少なく、河川からの栄養塩補給が減少をしたり、プランクトンが発生し栄養塩が急速に減った場合にノリの色落ち現象が発生をいたします。その対応策として海へ不足分の窒素量を添加して品質の低下を抑えるノリ養殖環境改善事業、いわゆる施肥事業を行っております。

当鹿島地区は他地区と比較して大きな河川がなく、色落ち被害をたびたび受けてきました。この事業は当地区にとって安定的なノリ生産を行うには必要性の高い事業だと思っております。施肥事業については厳格な基準を定めて有識者を含めた協議会の中で判断をし、実施をしているものであります。

そのような経緯もありますが、海の環境としてとらえるならば、直接、海に窒素分を添加するよりは自然に近い状態で河川から補給するほうが、より環境に優しいと考え、公共下水道の処理水を有効に利用できないかと思い、お尋ねをいたします。

佐賀市においては公共下水道の処理方法を変えて、夏場とノリ漁期である冬場に放流水の窒素分、燐分を調整して放流をしておられるとお聞きしました。先般、市の担当者が佐賀市へ話を聞きに行かれたと思います。私も話は伺っておりますが、いま一度その処理方法についてお伺いをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

それでは、私のほうからは新型インフルエンザにつきまして、まず私が管轄する分につきまして御説明をいたします。

まず、流行の状況でございますが、7月21日以降、発熱外来が中心になりまして一般医療機関で診療が始まって報告義務が一応なくなっております。

そういったことで、現在は全国で4,800カ所を指定医療機関、佐賀県内で約40カ所、杵藤保健所内で16カ所、鹿島市内で2カ所ですね、指定の医療機関の報告というふうになっていきます。この医療機関は大きな病院ばかりではありません。普通の医院ですね、診療所もあります。

そういったところで先ほど議員が申されましたように佐賀県内、11月23日から29日ですね、大体40医療機関で2,000人の患者報告で1医療機関当たり50.87人ということですね。杵藤管内では、これが56人ということで県内でも非常に多いほうです。

鹿島の状況でいきますと、私どもが把握しておりますが、休日子どもクリニックの部分は把握をしております、11月中がやはり鹿島市内も流行のピークということで、子どもクリニック、全部で320人の受診がありました。去年の同時期はこれが100人ちょっとですので、子どもクリニックだけでも11月で比較しますと通常の3倍、一番多かった日が22日の日曜日、64人。昨年は大体平均が23人でしたので、いかに外来がふえてきたと思います。この中で大体4割が新型インフルエンザというふうに見込まれております。流行の状況はそういったことです。

現在、確かにピークでございますね、先ほど議員申されましたように、12月に入り若干、子どもクリニックのほうも半減しています。

そういったことで、ここらでピークになってくれればいいなというふうに思っています。流行は、今から大体二、三年は続くというふうに通常言われております。そういったことが今の状況と予測でございます。

診療体制でございますが、新型インフルエンザにつきましては市内の21の医療機関で診療をお願いしております。このうちワクチン接種ができる医療機関が17ということになっていきます。ワクチンの接種状況は、今は11月分が12月半ばに報告がありますので、今、10月分しか把握をやっておりませんが、10月21日から医療従事者にワクチンの接種が始まり、317名の方が10月中に接種を終えておられます。鹿島市内は大体、医療従事者が450名程度というふう把握をしています。そういった状況ですね。11月分は間もなく報告が上がってくるというふうに思います。

ワクチンの配付の状況ですが、このワクチンは国が一括して購入し、医療機関の申し込みによって配付をいたします。どの医療機関にどういうふうな配付になっているかは非公開になっていますので、私どものほうでは把握ができていません。

確かに、11月前半はもうワクチンがなくて、ほとんど予約もできないという状況でしたからですね。今はようやく予約ができて医療機関の連絡で順次、接種ができているという状況で一時的な非常な混乱は一応おさまっているんじゃないかなと思っています。

今、非常に問題になっているのが、小学校1年生から3年生が前倒しで今、接種ができます。鹿島市内は小児科が少ないですので、ここの前倒しになった小学生を受け入れる医療機関というのが非常にもうパンク状態ということですね。そういったことで、ここらあたりはまだ医師会のほうと協議中でございますが、一般の病院でも小児の接種を受け入れていただけないか、そういった話し合いを行っているところです。間もなく小学生がどこで接種ができるかと、そういったのも医師会のほうから発表があるんじゃないかというふうに思っています。

夜間診療等につきましては、ちょっとまだこれも今からの検討事項ということで、まだ今のところは検討をやっていない状況でございます。

そういった状況で現在がピークであることは間違いありません。ここでなるべくおさまってもらうことをもう願うばかりでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

私のほうからは、インフルエンザに伴います保育所の対応についてお答えをしたいと思います。しております。

9月の議会の折にも御質問があった中でお答えをしておりましたけれども、保育所につきましては基本的には臨時休園等はしない方向でやっていくということで市内の園長会の中でも協議をなされていたところでございます。

そういう中で、状況等につきまして申し上げますと、まず11月20日現在での各保育所におけるインフルエンザの罹患者数についてでございますけれども、年齢はゼロ歳から5歳までであります。まとめまして、保育所みどり園も含めて市内14園の合計が123名、罹患者数ですね。園児数が1,065名ぐらいですので、約11.5%という状況でございます。

そういう中で、インフルエンザの感染の欠席状況については園長会の中でもありまして、各保育所からまず福祉事務所のほうに月曜日から金曜日まで毎日、状況をファクス等で報告してもらおうと。そして、そのファクスの集計が終わりました次第に各保育所へまたファクスで流しております。

それとあと、杵藤保健福祉事務所への報告についてでございますけれども、感染者が10人以上になった場合には報告ということになっておりますので、それにつきましては該当する各保育所から直接ファクスとか電話で報告をしてもらうように依頼をしております。

それと、インフルエンザの感染者の登園の停止、あるいは自粛の期間についてでございますけれども、これは各保育園まちまちではございますけれども、概してまとめますと病院の先生の指示でそういう期間とか、登園、いつからいいですよというようなことは指示を仰いでそれに従っているというようなところではございます。

それと、保育所の自主的休園やクラス閉鎖については、現在のところございません。

それと、インフルエンザによります欠席状況について各保護者等への情報提供についてはどうしているかと申しますと、これも各園ばらばらではございますけれども、方法といたしましては各園の園だよりとか掲示板、あるいはメールなどによって各保護者に状況等をお知らせしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

私のほうからは職員のインフルエンザ対策についての御質問にお答えいたします。

同居者がインフルエンザに感染した場合に自宅待機という処置をとっているわけですが、そのことで業務に支障はないかという御質問ですが、その前に鹿島市職員の予防対策の基本姿勢といいますか、職員として強く意識してもらいたいと考えておりますことを御紹介させていただきたいと思っております。

2点ございます。1点目が鹿島市職員は職場内での感染を可能な限り防止することにより、市の業務への影響を最小限にとどめ、市民生活に支障のないようにするという意識を持って行動するというところでございます。2点目は、1点目と表現が似たような形、違うだけかもしれないかもしれませんが、市職員が感染するのはやむを得ない状況と判断していますが、市職員が感染した後、それを市民等に感染させないよう最大限の注意を払うということでございます。

そのような考えから、8月25日の通知でインフルエンザ感染予防対策の一つとして職員の同居者がインフルエンザに感染した場合は1週間程度、これは感染して発症するまでのウィルスの体内感染期間がおおむね1週間とされていることから自宅待機を職員に命じているところでございます。

業務に支障はないかという御質問ですが、結論から言えばですね、それは多少の支障はあります。ですが、今のところ大きな支障は起きていないと考えています。

ただ、先ほど大きな支障と言いました。多少支障はあるということですね。それは何かというと、自宅待機を命ぜられた職員も自分の仕事は持って休みます。当然、それが後に回

ってきます、ツケがですね。そのことを考えると苦痛でもありますし、負担をかけるということに思います。また、各職場で自宅待機を命ぜられた職員分の業務をほかの職員が遂行しなければならないため、ほかの職員に負担をかける結果になっている事実もございます。

そこで、自宅待機を命ぜられた業務に相当の支障、これが職員によって持っている業務がいろいろありますので、来たすおそれがある場合については所属長の判断によって、市民の方と接することのない土曜、日曜とかに出勤してもらって業務を遂行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この有明海の再生の問題について私のほうから鹿島市なりの考えをお答えしますが、まずその前に昨年でしたか、当時の政権与党の農林水産大臣のほうで開門調査をしますというふうな発言がありました。当時の与党の地元の国会議員の先生も開門調査をせろということで、そういう答弁を引き出していただいたわけであります。

ただ、そのときに、そのときの議会で私、申し上げましたと思いますが、その条件と申しますか、前提として関係者の同意を得てから開門調査をすると。こういうふうな附帯条件がついておりましたので、それについて現実的にはその関係者の最たるものは長崎県と諫早市だろうと。このことを考えたら、これは実現、非常に難しいだろうというふうなことを申し上げておりました。このことへの考えは現在も非常に厳しいというふうな見方を私はしております。

とても長崎県と諫早市がこれに同意すると思えないということではありますが、この今の政権にかわりましてからも赤松農林水産大臣は両県でまずよく話し合いをなさいと、調整をなさいと申すというふうなことを言っておられます。それを受けて古川知事は長崎県知事のほうに話し合いをしましょうという申し出をしておられますが、長崎県知事もようやく話し合いには応じましょうと。ただし、長崎県の県議会では、と同時に反対する意向を示しておられます。

こういうことを考えますと、やはり先ほど御指摘にありましたように、全く利益が相反する佐賀県と長崎県がこの問題で調整きくのかと。やっぱり最終的には政府がこの断を下さなければいけないというふうに、私もそれはそういうふうに考えます。

先日、実は国道207号と、それから有明海沿岸道路のことで政府に対して要望活動に行っていました。これは両方とも諫早市、あるいは近所の町とも関係がありますので、佐賀県側は江北町、白石町、鹿島市、太良町、それから諫早市と、あと1つ2つですね。

そのときに回っておりまして、長崎県の国会議員の先生の事務所に行きましてね、諫早干拓の問題も私申し上げたわけです。

ところが、そのとき、これは国会議員の先生じゃなくて筆頭秘書の方が対応されましたが、こういうふうに言われたんですね。完成してしもうとるけん、もうこれば壊すちゅうとは無理やもんねと。これは今までの経過を全部除いて、今の時点だけで考えれば、そういう理屈も若干は成り立つんです。

しかし、こういう事態になってしまってから、その前にやっぱりこういう公共事業というのはもっともっとよく検討してからかからにやいかんやった話ですよ。何でもう取りかかってしもうたけんが、後戻りできんもんねと。そういうことで今まで全部やってきて大きな矛盾が結果として出てきているわけですので、そういうことは今後はやっぱりいろんな諫干の問題で我々は今、非常な困難な状況にあるように、このことが教えてくれるように今後は十分、国の事業であれ県の事業であれ市の事業であれですね、やっぱり注意してやらにやいかんというふうに私は考えておるところであります。

さて、鹿島市としてのこのことに対するスタンスを申し上げますと、この調査、あるいは研究、学術的ないろんな研究がなされておりますが、非常に高度なものになっているものというふうに思いますが、さきの議会でも申し上げましたが、いろんなやっぱりもう極端に言えば真っ向から専門家の意見も対立している部分もあるわけですね。影響は全くないという学者さんと、いや影響は全くあるんだよと。こういうものもありますので、私はやはり鹿島市の漁師の皆さんの言うことを私は基軸にして考えますということは何遍も申し上げております。

やっぱりいろいろそういう問題ありますが、まず有明海を再生するため、現実、もうアゲマキもおらん、あるいは何とか貝もおらんと。こういう状況になっているというのは、もう有明海が疲弊しているというのはだれが見ても結果として出ているわけですので、この原因を究明するということは、やっぱり必ずしなければいけないことであります。

そして、考えられ得る一番大きな原因というのはやっぱりこの諫早干拓の締め切りじゃないかというふうに多くの方がそう思っているわけですし、私もその1人です。そのためには、環境アセスメントの結果が確実に開門調査につながるということが必要であります。

したがいまして、そういうことを考えまして、鹿島市としてはやはり早期に開門調査をする必要があると。その前に環境アセスをちゃんとやると。こういうことは当然のことです。

ただ、先ほどの話では国会議員の先生の秘書の方の話ではございませんが、もう完成してしまっておりまして、これを営農に利用されております。あるいは防災の面もあります。こういうのをやっぱりちゃんと手当てをすところはしてですね。そして、その上で早期にやっぱり実現しなければいけないというふうに思います。

また、この開門の方法としても、これはもう漁業組合の代表をされておられますので、十分、鹿島市の行政とも打ち合わせの上で鹿島市のスタンスを打ち出しておりますので、重々

御承知だと思いますが、市民の皆さんもおられますので改めてここで申し上げますと、開門方法、これも重要なんですね、どういう方法で開門するかと。この調整池の排水量を段階的に増加させ、漁業被害を考慮しながら最終的に排水門を全開するように鹿島市としては希望をしております。特に、冬の間における開門にはノリ養殖漁業の潮流の変化に注意しながらこれをやっていくということでもあります。

なお、現在もこの維持管理のことについても私、この前のNBCラジオの質問に対してこういうふうにお答えをしたところでもあります。排水門の管理、これについては以前は国が直接やっていたようですが、今は長崎県の管理に移っているということでもあります。この排水門を1回開閉するのに相当な経費がかかるそうではありますが、現実、この排水門を開く頻度が間延びしてきているんじゃないかと。そのことによってもう汚い水が一遍に流れてしまっている。

したがって、これを長崎県の責任として経費はかかっても小まめに開きながら、汚れてしまわぬうちに流すと。それから、これは流す門が北と南とあるわけですが、特に北だけ流しておりますと鹿島市の漁場なんか特に影響しますので、南と北というふうにバランスよくこれもやっつけていかなければいけないだろうというふうに思っておるところでもあります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

私のほうからは水門が撤去されました島根県松江市の国営中海土地改良事業について視察研修がありましたので、報告をいたします。

去る11月25日と26日に有明海沿岸の4市2町で構成されます佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会主催の視察研修がありましたので、補佐が出席をいたしました。

研修目的でございますけれども、諫早湾干拓事業の開門のための視察でありまして、視察内容は島根県松江市の国営中海土地改良事業についてでありました。

当事業の概要と経過を申し上げます。

当事業は中海の干拓による農地約2,230ヘクタールの造成及び宍道湖中海の淡水化による農業用水の確保を目的として昭和38年に着工されております。その後、干拓5地区のうち4地区については平成4年3月までに完了し、造成した農地は農家へ配分されまして大規模畑作営農が展開をされているところでございます。

しかし、干拓計画の大部分であります1,689ヘクタールでございますけれども、残り1地区の本庄地区につきましては、昭和55年には堤防が完成するものの水質汚染、それと環境破壊を懸念した反対運動が起こっておりまして、淡水化の影響を受ける宍道湖の漁業者も淡水化反対へと回り、鳥取県と島根県が農林水産省に淡水化施工の延期を申し入れ、干拓事業は先

送りをされております。

最終的に、平成12年に入りまして全体的な公共事業見直しの機運の中で事業を取り巻く諸情勢が変化したことなどから平成12年9月に干拓事業を中止することとし、さらに平成14年12月には宍道湖中海の淡水化も中止することとなっております。

これらの中止を受け、農林水産省は造成済みの干拓地4地区の農業用水確保対策を実施し、中海水門の撤去を平成21年3月に完了されております。中海干拓事業の場合は中浦水門を閉める前に事業の中止の決定により中浦水門の撤去がされましたので、諫早湾干拓事業のケースとは若干事情が違いますが、宍道湖中海の淡水化による農業用水の確保にかわる農業用水確保対策が講じられている点などにおきましては参考になった研修でございました。これからも諫早湾干拓事業の開門のための調査等には積極的に参加をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

私のほうは松尾議員のノリ漁期中の公共下水道処理水の利用ということで、ただいま御質問ありました佐賀市の処理方法はどうなっているかということについてお尋ねでございます。

まず、処理方式として標準活性汚泥法、これは鹿島市と同じ処理方法でございます。現在、処理しているのが1,653万2,000トン、処理をしているようでございます。これに対しまして鹿島市は約24分の1になりますけれども、68万4,000トンの処理量になります。

この中で、この処理層——層があるわけですが、処理層が5層の7系列ございます、佐賀市ではですね。鹿島市は今、1系列ございまして、新たに1系列をつくっているという状況でございます。

この窒素分をどのようにして処理をしているかということ、バクテリアの処理時間を長くするか短くするかでこの窒素分を除去するか抑制するかということでの処理になっているようでございます。ですから、バクテリアがどうしても夏場は活性するわけですが、冬場の温度が低いときには活性が悪いということで窒素分は冬場は若干多目になっている。これは今の状態でも鹿島の処理についても同等の結果が出ております。

そういう中で、佐賀市は反応タンクの処理を短くすることによって窒素分をふやして、現在、年間、佐賀市の浄化センターは約200トンの窒素分を放流していると。この換算は佐賀県の生産枚数が約20億枚のノリということになっているようですけれども、約440トン、年に必要だということ言われております。そのうち約45%をこういうふうにして窒素分を佐賀市の浄化センターで流されているというようなことで処理をされているということでございます。

以上、処理の方法についてお答えします。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

まず、新型インフルエンザについて2回目の質問をいたします。

行政の対応としては、今、課長のほうから説明がありましたが、感染予防の意識を高めるとかいろんな対応をとられて、今のところ支障はないが職員に負担がかかっているという御答弁であったと思います。

今の状況で何とか対応しているということですが、きょうは祐徳院のお火たきがありますし、今後、祐徳院に年末年始に来られる方も多くなりますし、特に人の移動が多くなる時期にかかってまいります。そういうことで、鹿島市としてこの年末年始にまた感染が拡大するおそれがあるんじゃないかなというふうに思っております。

と申しますのも、唐津の11月15日から22日の週に1医療機関当たり84人、他の医療機関の倍ぐらいの感染者があった原因として催し物が多かったからこういう状況になったというようなことが報告をされております。

そういうことで、今から市内の、特に祐徳院もありますし、初もうでの御客さんもあります。そういうことで市としてもここら辺の年末年始の対応も重要になってくるんじゃないかと思いますが、そこら辺の対応について市として何かお考えが有らっしゃいますか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

年末年始の対応でございますが、年内は大方、一般の病院がまだあいていると思います。年始の1月の1、2、3の3日間はこどもクリニックを開けます。小児科につきましてはこどもクリニックのほうで対応をいたし、一般のほうは輪番制の医療機関がありますので、それにより対応をやりたいというふうに思っています。昨年もやっぱりこの3日間で非常に多かったのでですね。ことしも引き続き医師会の協力を得て万全の体制を準備しておきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

年末年始の対応は考えておられるということで安心をいたしました。

次に、先般の質問の中で学校の対応ということで、学校で今インフルエンザがはやっていると。全体で約47%の学級閉鎖があっているというような報告も受けておりますし、そ

うことになれば、おのずと授業に対する不安も生まれてきます。授業量の確保ということが問題になってくると思いますが、年間のカリキュラムというのは、ある程度余裕を持って組まれておるといふふうに考えております。

そういう中で、今これだけ学級閉鎖、あるいは学年閉鎖があっている状況で各小学校なり中学校の対応は十分にできているのか、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

学級閉鎖に伴う授業時間の不足の対策ということでございますけれども、臨時休業を実施した学校では授業時間の不足が考えられるところは、まずこの授業時数が不足しないように、通常の授業日の中で、例えば通常5時間だとしますと、その終わった後に授業時間を設けてその不足数を補うとか、最悪の場合は冬季休業中にも授業を実施するという形で今、それぞれの学校で工夫をしていただきながら対応をしていただくようにしております。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

このことは非常に大事な問題ですので、ちょっと私からも補足をいたしますが、先ほど議員おっしゃったように年間の授業時間数というのは学年によって幾らというのがちゃんと学習指導要領上において示されているわけですね。年度当初に立てるわけですが、どの学校も示された基準よりも少し多目に計画をしております。

したがって、1回学級閉鎖をいたしますと、土曜、日曜がありますから大体四、五日ですよね、実質。そのくらいのフォローというのは特別の補てんをせずにも基準数内にはおさまるといふ状況であります。

しかし、いつ何どき、どんなことがあるかわかりませんので、やはり全体としてはもう少し余裕を持って補てんをしていくというのが大事だと思いますし、案外、よその学校がどがんしとつかというのが気にかかる場所ですから、やっぱりそこには合わせていかななくてはいけないわけですので、必要な数字をきちんとはじいて補充の時数等については先ほどありましたような方法も含めて、これからも計画的に実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

授業数の確保については放課後と申しますか、授業外の対応である程度できるっちゃないかなというふうに今、答弁があったわけですが、学級閉鎖なり学年閉鎖の状況で、ちょっと

私、北鹿島小学校にちょっと出向いて話を伺いましたら、クラスによっては6年生のクラスなんかは22人のうち17人がもうインフルエンザにかかっているというような状況もあります。

そういう状況もありますが、大体、学級閉鎖の基準が10%から15%の生徒が病気にかかった場合には学級閉鎖をするというふうな基準を定められておりますが、1回の学級閉鎖でおさまるものか、あるいはまた子供たちの感染者が、例えば20人学級で三、四人出た場合には、また学級閉鎖をするような事態も生まれてくると思います。この基準を当てはめれば、今おっしゃられたような授業の確保というのなかなか困難な状況も生まれてくると思いますが、そこら辺はやはり、あくまでこの10%とか15%というか、基準を守られるものか、どうなんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

田中教育次長。

○教育次長（田中敏男君）

今のところ、先ほど学級閉鎖の状況を言いましたけれども、2回目という学級閉鎖はあっておりません、幸いですね。

もう1つですね、今、各学年、学校ごとに今度は罹患率といいますか、を調べておりますけれども、今、小学校で全体で28.3%、中学校で27.5%ですね。小・中学校合わせて平均で28%の罹患率でございます。

それで、御質問の2回目もその基準ですのかということですが、今のところ、そういう基準の中で、これがあるところでお聞きしますと、もう50から60%ぐらい感染をしてしまいますと、もう学級閉鎖の意味がないということもちょっと聞いておりますので、そういうときになったときはまたちょっと考え方とか状況等をまた調べて対応を変えていくかもわかりませんが、今のところ、そういうことでやっていきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

皆様に申し上げます。議会における服装は先例申し合わせ等で背広着用となっておりますが、本日は暖房調整がうまくいっておりませんので、背広の着用については個人の裁量にお任せいたします。

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

授業の確保については、今のところ心配ないということで安心をいたしました。

学校の現場においては年明け後、本格的な入試のシーズンに入っております。ということで県議会の一般質問での答弁で古川知事は、12月17日をめどに中高校生のワクチン接種も検討しているというような答弁があつておりましたので、このことは非常に前倒して行われるということで評価をしたいと思っておりますし、どういう形であるかわかりませんが、ぜひ実現をしていただきたいというふうに思っております。

ただ、予防接種を受けたからといって、その人が感染しないというわけではありません。入試の直前に熱が出たり、あるいは1日目、受験を終わった後に2日目の前に熱が出てぐあいが悪くなったりとか、あるいはインフルエンザにかかっておったけど、熱もないので受けられるかとか、いろんな状況が出てこようかと思います。中学校の入試、あるいは高校のセンター試験も1月の中旬にありますし、そこら辺の対応、生徒なり保護者なりにそこら辺の周知徹底といいますか、ちゃんとした対応ができるようにそういう体制づくりも必要じゃないかと思いますが、そこら辺のところはどうなっておるのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

ワクチンにしても学級閉鎖にしても100%というのはありませんですね。これはやっぱり一定の効果はあろうと思いますけれども、十分検証としてはやっぱり専門家の議論でも分かれるところでもあるわけですよ。

しかし、打つべき手はちゃんと打っておくというのが現状であろうというように思います。

それから、入試等への対策ですけれども、もう御存じのとおり、県内の中学、高等学校の入試については追試験という形で受験の機会を必ず保証するということが打ち出されておりますので、このことは県教委の措置は私も評価をしたいと。やっぱり一生に1回しかないわけですから、この15の春をやっぱりきちんとした形で迎えさせるというのは当然、思いは同じだと思います。

もちろん、当日、発熱とかせき等の症状がある受験生については、これまでも別室での受験等は当然考えられていたわけですが、これもきちんとフォローしていくということが示されておりますので、その配慮に対しては大丈夫かというふうに思います。まずは体調を万全にして当日が迎えられるように今の時期から健康管理、その他について留意を促していきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今、先ほど言われましたように、子供たちにとっては受験シーズン、一番大切な時期に入りますので、万全の対応で臨んでいただきたいというふうに思います。

それから、ワクチン接種のことについてお尋ねをいたします。

今回の定例会のほうでもワクチンの接種に負担軽減措置の予算を計上されております。そういうことで負担軽減措置がされておるわけですが、先ほど松尾征子議員からもあったように、負担軽減を措置される対象者、この方が市のほうに申請をしなければならぬというふうに思います。

そういうふうなことで、その申請の状況も気になるところですが、各自治体によっては嬉野市が1歳から15歳に2千円の新型インフルエンザに対して接種費用の補助をすとか、あるいは季節性のインフルエンザに対しても、もう既に1千円の補助を行っている。また、玄海町もすべての優先対象者に一律1,500円の補助をやるというような各自治体独自の補助制度も今、こういうふうにしてあっております。

やはり全体的なワクチンの接種で予防をすることで、この感染の状況を抑えるということも大変だと思いますし、こういうことをすることでワクチンの接種が受けやすくなって市民の皆様の接種率が上がるということも十分考えられますので、当市としてもこのような対策を打っていただきたいというふうに思いますが、市としてのお考えはどうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

ワクチン接種につきまして、1回目が3,650円、2回目が2,500円と。合計で6,150円かかります。確かに二、三人もお子さんがいらっしゃるころは非常に大変だなというふうに思います。これはほかの予防接種とのいろいろ兼ね合いもございますが、この新型インフルエンザは今からまだ長く続きます。そういった意味で、いつまで補助が続けられるかということもございますので、今のところ、まだ具体的には鹿島市のほうでは検討をいたしておりません。県内では、10市の中では先ほど議員が申されましたように嬉野市が実施ということで、そういったことで情報は得ております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今、当市としては今のところ考えていないということですが、やはり負担をなくして多くの方が接種を受けやすくするということは、先ほど申しましたように、市民の全体の感染予防につながるんじゃないかなということで、ぜひこのことについては当市としても前向きに考えていただきたいというふうに思います。

この接種についてですが、鹿児島のある地区では未就学児童に集団接種を行っているような事例もございます。やはり集団接種をすることで全体的な免疫力を高めるといふねらいもあろうかと思いますが、この集団接種ということに対しては、やはりいろんな問題点もあろうかと思っております。

しかし、その集団接種をやることで全体的な予防効果が上がれば、一定の評価が得られるんじゃないかと思っておりますので、この集団接種に対する市の考え方はどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

今の状況で集団接種、特に小児の場合は集団接種ができれば、それにこしたことはないというふうに私どももまた医師会のほうも考えておられます。

問題が若干ありますのは、1点は任意接種であること、もう1点は有料であること、それと16歳未満は保護者の同伴が必要であること。そういったことがあって医師会のほうもなかなかこういった条件をクリアしながら集団接種をやるのが非常に難しいという状況で今も検討をなさっております。

それで、ただ、先ほど議員言われましたように高校生ですね、高校生なんかは優先接種者になっておりますので、また前倒しであるかもわかりません。高校生あたりは学校あたりでも集団接種をまた考えられるかもわかりません。その辺はそれぞれの判断ですのでですね。

そういったことで、もし集団接種ということになって、できる条件が整えば、やっぱりそっちのほう非常に効率がいいなというふうな、そういった感じは持っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

集団接種の効果といたしますか、十分あると思いますし、今後いろんな条件をクリアできれば、ぜひ実施をしていただいて、子供たちがよりよい状況に、環境になるようにぜひお願いをしたいというふうに思います。

インフルエンザについては、今後、季節性のインフルエンザも今から流行してくるような状況になると思います。そういうことでいろんな状況を踏まえながら、市としても対応をぜひお願いしたいということで、このことについては終わりたいと思います。

次に、有明海再生についてお伺いをいたします。

市長が今、有明海の再生に対する考え方を述べていただきました。市長としても一貫して、この有明海再生に対して諫早湾の開門が必要であるという立場をとられておるということは十分承知をしております。

そして、先ほどおっしゃったように、公共事業ができてしまっからのいろんな見直しというのはなかなか大変だということで、今回もこういうふうな状況になっているわけでございます。

そういうことで、今、長崎県ともいろんな交渉を重ねながら進めなければならないと思いますが、1つ、今、朗報と申しますか、私たちの漁業組合と、あるいは長崎県、それから佐賀県、それから九州農政局の間で一定の話し合いを持つ場を今設けてもらっております。

そういうことで、長崎県のほうもその場に来てお互いの話をするという協議の場を持っておりますので、この連絡はぜひとりながら私たちの思いも伝えていきたいというふうに思っております。

先般の10月18日、今年度のノリの養殖の種つけがありました。その際に以前、長崎のほうにこちらの事情にも配慮をして排水をお願いしてくださいということで申し上げておったわけですが、あに凶らんや10月17、8日、栽苗日の当日に排水をするということで我々の思いが伝わっていなかったんだということで、鹿島市内の業者が約70人から100名だったと思います。当日、栽苗の準備をしなければいけないという非常に忙しい中に諫干の視察をして我々の窮状をぜひマスコミ等に拾い上げて報道をしていただきたいということで出かけました。特に、この鹿島地区がそういうふうな状況であるということをも十分認識をして市としても対応をお願いしたいというふうに思います。

最後の公共下水道の排水の処理方法についてお尋ねをいたします。

佐賀市のほうの現状を今、報告をいただきました。確かに佐賀市とこの鹿島市は人口規模も違いますし、排水量自体がかなり少なくなっております。先ほどの説明の中で佐賀市の24分の1ということで、その量自体は少ないわけですが、やはりこの排水の活用ということで、当時、この鹿島市の公共下水道ができたときに有明海の漁協とこの鹿島市のほうで協定書が結ばれております。その中にはなるべく水をきれにして流してくださいというお願いをいたしております。

そういう中で、今回このような要望をするということはちょっと、言うならば相反するお願いかもしれませんが、実は瀬戸内地区の状況を申し上げますと、公共下水道が整備をずっとされてきました。当時は瀬戸内海の色落ちは全くありませんでした。それが近年、瀬戸内でも色落ち被害が出るようになったということで、やはり公共下水道が完備をされて排水をですね、浄化されて流されます。そうすると総体的な海の窒素量も減ってまいります。そういうことで、佐賀市のほうでもこういうふうなことで窒素量の添加を公共下水道からやられているということで窒素量の全体の45%を賄うということで大変な量だと思います。

この鹿島市の放水量のやり方、なかなか問題点があるというふうにお考えですが、鹿島市でこの佐賀市のような処理の方法をできるものか、あるいは問題点があるのか、そこら辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

松尾議員の鹿島市でできることはないかということでの御質問でございます。

先ほども申しましたように、量も少ないし、また今1系列しかないという中で、技術的なことですからちょっと言葉がわかりにくいかも知れませんが、嫌気槽、これはDO

値というのを0.2から0.3程度で通すわけですね。ところが、好気槽というのはD O値が1.5から2.5、いわゆる嫌気槽を余計すれば窒素分が多く流れるような形になります。

したがって、少ない槽ではございますけれども、それも含めてうちでできることについては検討をさせていただきたいと思えます。

また、温度も関係しまして、温度が高くなるとバクテリアは活性しますので、そこらのことも頭に入れてしていきたいと。

ただ、1つ問題が出てくるのが、この酸素量をふやしますと今の菌以外の菌、いわゆる糸状菌という菌らしいんですけども、酸素が多くなるとこれがふえるということになりますと、こういうのを処理することも考えていかなければなりませんから、そこらは検討をしながらやってみたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

鹿島市の場合は規模が小さいという点もありますし、処理槽のほうも佐賀市の場合と違っているということで。ただ、検討をしていただくということで、ぜひお願いをしたいと思えます。

昨年といいますか、ことしの冷凍ノリで非常な色落ちが発生して、市のほうからも施肥事業に対して補助もいただきました。そういうことで、施肥にかかる経費も大変なものがござります。

そして、何といたしても硝安、対象となる硝安が今、生産が非常に難しくなっております。なかなか硝安自体を生産する場がない。それから、硝安の潮の頻度が少ないということで生産をなかなかしないということで受注関係ですね、供給関係も非常に難しい状況になっております。そういうことで、この施肥事業についても今後、問題点も生じますし、ぜひ先ほど申しましたように鹿島市の公共下水道でこういうふうな対応ができればお願いをしたいというふうに思えます。

有明海の再生については今後、環境アセスメントの動き、それから長崎県のこのアセスメントに対する意見書がどんなものが出てくるのかちょっと注目をしたいと思えますが、朗報として今年、鹿島市沖にタイラギが大量に発生をしておると。貝柱で約300トンぐらいの量が海のほうにあるんじゃないかなということで、久しぶりの大浦のほうの組合もにぎわうような状況も出てきております。そういうことでは非常に私たちとしては好ましい条件となっておりますが、やはり全体的な有明海再生ということに対してはまだまだ道のりが遠いというふうに思えますので、当鹿島市としても今からも同じようなスタンスでこの有明海再生については御助言なり、いろんな施策のときには対応をお願いしたいということをお願い申し上げます。

私の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で2番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。3時20分から再開します。

午後3時8分 休憩

午後3時19分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

9番議員水頭喜弘でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。きょうは最後の質問でございますので、よろしくお願いたします。

大きく3点にわたって今回質問をさせていただきます。

1つは水環境問題について、次に雇用問題について、3点目が要援護者の避難支援対策について。以上、3点について質問をさせていただきます。

まず最初に、水環境問題について。

水の汚れのぐあいをあらわす物差しの一つとしてBODが用いられますが、これは河川や工場排水の汚染物質、有機物をあらわす数値で、この数値が大きくなるほど水質が汚泥しているということをあらわしています。ちなみに、魚が安心してすめる川のBODは5ミリグラムパーリットル以下と言われております。

さて、公共用水域の主要な汚濁原因は、家庭から排出される生活排水によるもので、生活排水対策の早急なる実施が求められております。生活排水処理にかかわる施設整備は、各市町村で算定される生活排水処理基本計画に基づいて実施されています。公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽などがあり、処理施設の特徴、人口密度、地形等、その地域に適した有効的な施設が選択されるものと考えます。汚泥防止や水質浄化など、水環境の整備は、大気や土壌の汚染防止と同じく、自然共生、循環型社会の形成にとって、その促進が緊要な課題となっています。また、快適な市民生活を過ごす上でも重要であると思えます。

鹿島市における汚水処理の現状は、皆さんよく御存じですが、あえて確認したいと思えます。公共下水道による処理と浄化槽による処理がありますが、地域のすみ分けはどのような基準でもってされたのか、下水道事業整備の現状と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、雇用問題について。

政府は、11月の月例経済報告で日本経済が緩やかなデフレ状況にあると正式に表明しました。同報告でデフレを認定するのは3年5カ月ぶりのことです。デフレとは、デフレーションの意味で、物価が持続的に下落する状態で、一口にデフレといっても企業のコスト削減が

実ったよいデフレは大いに歓迎したいが、今日本経済に押し寄せるデフレは、昨秋のリーマンショックに伴う急激な需要不足が引き起こした悪いデフレであります。物価の下落は消費者にとって朗報に聞こえるが、実態はそうではありません。悪いデフレの場合、物価の下落は企業収益を圧迫し、従業員の賃金減少をもたらし、消費を一段と低迷させ、物価がさらに値下がりする負の連鎖、デフレスパイラルを招きかねません。物価の動向を示す代表的な指標である消費者物価指数は9月まで7カ月連続の下落、本年4月から9月期の国内総生産（GDP）は、物価変動の影響を除いた実質で2四半期連続のプラスを維持したとはいえ、物価変動を反映した名目成長率では6四半期連続のマイナスとなりました。厳しい雇用情勢や長引く賃金減少も消費者の購買力を奪うだけに、気がかりであります。

一方、雇用情勢の悪化や賃金の低下も見逃せません。総務省が発表した9月の完全失業率は5.3%と前月比で改善したものの、依然高水準、有効求人倍率も0.43倍と低い、賃金の低下も顕著で、厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査では、従業員1人当たりの現金給与額は9月まで16カ月連続で減少しました。景気が厳しい中、雇用維持へ企業が人員の削減に向かい、賃金や賞与の削減を進めてきたからであります。その上、企業は来年春の新卒採用を絞り込む構えで、国の雇用調整助成金を活用した一時休業者も多い。先行きは予断を許さない情勢であります。雇用不安が広がれば、家計の買い控えが強まり、日本のGDPの約6割を占める消費の足取りが鈍り、その結果、需要不足に伴う物価の下落が一段と加速するのは明らかであります。

市長は、本市の一段と厳しくなった雇用環境について、有効求人倍率の急落の要因など、どのように認識されているのか。また、就職できない新学卒者はどれくらいなのか、把握数をお示しく下さい。

次に、要援護者の避難支援対策について。

まず初めに、災害時要援護者に対する支援体制について質問いたします。

近年の自然災害は、高齢者や障害者など、いわゆる災害弱者と言われる方をねらい撃ちするかのように発生をしています。平成19年3月の能登半島地震、7月の中越沖地震でも高齢者が倒壊した木造家屋の下敷きになり犠牲となっています。災害時に自力で避難が困難な高齢者や障害者など、要支援者を迅速、安全、確実に避難誘導するための支援体制を整備することが強く求められています。

政府は平成18年3月に災害時要支援者の避難支援ガイドラインを示し、市区町村に対して具体的な避難計画を策定するよう要請してきました。佐賀県においても平成17年2月災害時要支援者支援マニュアル策定指針を作成し、いずれも要支援者の状況把握、情報伝達体制や避難誘導體制の整備など、要支援者に対する避難支援計画の策定を市町村に求めています。鹿島市においては、防災における基本計画となる鹿島市地域防災計画が決定され、この中で要援護者に対する平常時からの地域における支援体制づくりを整備する指針が示されていま

す。

こうした点を踏まえながら、今後、要援護者に対する具体的な支援体制づくりをしていくとともに、避難支援計画の策定を急ぐべきと考えますが、御見解をお願いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、ただいまの水頭議員の水環境問題ということで、地域のすみ分け、それから、現状と見通しということで御質問でございますので、お答えをしたいと思います。

御存じのように、公共下水道は昭和61年から計画に入りまして、現在まで至っておるところでございますが、その当時、鹿島のほうは都市下水路ということで雨水対策をやっておったと思います。私たちが話を聞いていますのは、災害に強い鹿島市をつくるためにはということで検討されていたようでございますけれども、この公共下水道で雨水計画もできるということで取り組まれたというふうに聞いております。

そういう中で、当時はまだまだ人口も右肩上がりだったと思います。そういうことで、当時の経済面も含めて668ヘクタールの計画をなされ、その他の地区については、農業集落とかコミプラですね、コミュニケーションプラザですけれども、あるいは漁業集落排水整備ですか、こういうのを利用してやっていくというのが当時いろいろ考えられてきておりました。その中で、鹿島のほうは公共下水道をして、その668ヘクタール以外の地区については浄化槽でやっていくということで決まっております。

そういうことで、この668ヘクタールをどのように進めるかというようなことでやってはきておりますけれども、今日御存じのように人口の減少もございまして、相当この668ヘクタールの見直しも検討をしてきたところです。しかしながら、面積の縮小というのはあり得ないというようなことで縮小には至っておりませんが、我々が今日の状況の中で、これは財政の問題も含め、とにかく現在認可をいただいている納富分の109ヘクタール、そして、この109ヘクタールが済めば、あと91ヘクタール程度残っておりますので、91ヘクタールをいかに早く進めていくかということに精力を集中したいというふうに考えております。

したがって、これから109ヘクタールについては認可をいただいておりますから、できるだけ早い時期に供用開始をいたしまして、そして、市民の皆さんの環境の保全に対する御協力をいただきたいというふうに思っております。

そういうことで、浄化槽等、公共下水道のすみ分けは668ヘクタールについてそのようにして決まり、そして、現状は納富分処理区をできるだけ早く供用開始をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

少し課長の答弁を補足いたします。

御質問の趣旨が、私の考え過ぎかわかりませんが、1つは、公共下水道という手法をどうして一番初めに選んだのか、あるいは公共下水道地域をどういうふうにして設定したのか、そういう御質問ですね。一番初めが公共下水道区域をどのようにして決めたか。これはまず都市計画区域内である、それから、2番目に家屋が連帯している、つまり人口密集地域であること、これは効率性の問題です。それからもう1つが、雨水排水対策が急がれる場所、地域、この3つがそろっているところということで、今現在やっているところを実はここをまずやろうということでした。

それから、必ず公共下水道事業という手法じゃなくてもよかったんじゃないかと、議員の今までの御質問の中でもそういう趣旨のこともありました。これは、先ほどの3条件の中の雨水排水対策、これを公共下水道事業でやりますと、これは公共下水道事業の中に雨水排水対策も含んでおりますので、この手法でやったほうが廉価で済むと、こういうこともございました。

そういうことで、生活雑排水だけなら公共下水道という手法以外にもとれたでしょうが、だから、前も申し上げたと思いますが、今の納富分区域までは、いわゆる3条件ですね、都市計画区域であること、人口集中地域であること、それから、汚水排水対策が必要であるということ、この3条件を満たしておりますのでこれでやりますが、その後は3つの条件が必ずしも当てはまらないというようなものについては、ほかの手法も考えられるということがあります。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

私のほうからは、大きな2点目の雇用問題についてお答えしたいと思います。

まず有効求人倍率の推移ですけれども、当ハローワーク鹿島管内での推移ですが、昨年12月には0.56倍ということで、最近では高かったわけですが、ことし6月には最低の0.33倍になってしまいました。その後、7月から徐々に回復基調にありまして、10月には0.46倍とわずかずつではありますが、回復傾向にあらうかと思えます。ただ、数字だけ見れば回復しておりますけれども、ハローワークのほうにお伺いしますと、やはり年末年始に向けて厳しい状況は続くだろうというふうな予測をされているところです。

さらに、新学卒者の状況はどうかということですが、これもハローワークのほうに問い合わせをいたしました。管内の新卒の求職者は、360人が求職者ということです。この

中で、県内外の求人というのが638人あるそうです。そのうちの県内が約8割の求人が来ているということですが、そこだけ見ますと求人率は少し高く1.77倍という状況ですが、10月末現在の管内の内定率というのが非常に厳しくて、7割弱の数字だというふうに聞いております。今後、各高校には就職支援員さんというふうな方がおられまして、求人開拓等の対策等により、今後幾らか伸びていくような予測をされているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

私からは、災害時要援護者避難支援についての御質問にお答えいたします。

災害時に援護の必要な方々の支援体制づくりが重要であることは、先ほど議員が申されたとおりであり、そのことを市としても認識いたしておりまして、そこでまず支援体制を整えるための第1弾として、そのような方々が鹿島市にどの程度おられるのか把握する必要があると考えました。そこで、区長さん、民生委員さんたちの同意、協力を得まして、また、身体に障害がある方々などの各団体の合意を得まして、災害時に援護が必要な方々の調査を今年の7月から行っているところでございます。今回、調査の対象とさせていただいた方々ですが、身体に障害のある方で1、2級の方、知的障害をお持ちの方で養育手帳Aの方、精神に障害をお持ちの方で1級の方、介護保険における要介護認定3から5の方、高齢者——これは75歳以上に限定させていただきましたが——のみの世帯の方、特定疾病の認定を受けておられる方、小児慢性特定疾病の認定を受けておられる方など、約2,300人のうち元気な方、これは民生委員さんに調査をしていただきました。元気な方や施設入所の方などを除いた約1,300人を調査の対象とさせていただいて、災害時に援護の必要な方々の把握を行っているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

まず、下水道の水環境のほうから質問をしていきたいと思っております。

今るる61年からの経過をいろいろ説明を受け、その当時は大変右肩上がりで668ヘクタールの計画でどんどん進んでいく中で、いろいろ考えられ公共下水道、また農集、コミプラ、漁集とか、やっていく考えで始まったということですね。そういうことで考えもしておられたけれども、まず公共下水道のほうから始められたということで、今現在の認可区域の中で納富分区の109ヘクタールですか、この供用開始をすると。それから、あと残りの91ヘクタールをいかに早く済ませるかということが、まず現在までの目標だということを受けて

おります。

市長もさっき言われた3つの条件のために、こういうふうにして公共下水道で今取り組んできたが、その後はまた手法も考えていくということで答弁されたんじゃないかと思います。

課長もさっき答弁の中でもやっぱり経済的な情勢ということもひとつ頭に、視野に入れながらこの問題を考えていかなければいけないんじゃないかと思います。

そこで、今後の経済情勢や財政状況を考慮する中で、下水道事業は費用対効果の観点から事業範囲や浄化槽との併用など、基本的、柔軟的な考えのもとに考えがなされるときと考えますが、今後の方向性について再度お伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど申しましたのが基本であります、ただいまやっております納富分区域、ここは雨水排水対策も重要な課題となっておりますので、ここまではやっぱり公共下水道という手法でやると、その後は先ほどと重複いたしますが、いろんな検討がなされてしかるべきだろうということであります。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今市長が言われたその後はといたら、大体以前僕がここで質問をさせていただいたときには、平成22年度ぐらいにまた新たな事業認可区域ですか、計画、その後はたしかちょっと間違いかもしれませんが、91ヘクタールですか、この西部中学校から上のほうですかね、そのことと、そして大体これが完成してするのが平成27年ごろには何とか完成するというごたっ計画じゃないかと思うんですけれども、そしたら、その後に大体このことを考えていくというごたっ考えですかね、それともそれ以前に途中で考えていくのか、その点はどうですかね。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

22年度にということは、ひとつは認可の変更がございます。これは今現在委託をして、認可変更の数値関係について検討をしているところです。この認可変更をどのようにやっていくかということで一応検討していますけれども、先ほども申しましたように、まず109ヘクタールですね、この分をいかに供用開始できるかということで検討していきますと、大体5年ぐらいかかるだろうと、100%いなくても80%ぐらい、農地もありますからできるだけ宅地の連檐部はしていきますと約5年ぐらいかかるということで考えますと、大体27年ぐら

いには納富分の109ヘクタールが整備がつくとしますと、91ヘクタールの地域の認可変更をしていくのが26年ぐらいになろうかと思います。したがって、それ以前には91ヘクタールの納富分の区域をどのようにやっていくかというのを検討する時期が来るんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今の答弁では、もう26年以前は考えられないと、せめて26年以降ぐらいに何とか考える、検討する余地が出てくるんじゃないかということに受けとめてよかですかね。それは市長のほうも以前の答弁でもこのような答弁でまた言われて、僕も記憶しています。

本来の目的というのは、さっき松尾勝利議員がいろいろ質問の中でもされましたけれども、本来の目的というのは水の浄化、要するに有明海の再生に続いていきますし、水の浄化が一番じゃないかと思います。いかにして、これを早く水の浄化に対してやっぱりきれいになすか。例えば、生活雑排水というのがかなりのBODに対する影響力があるわけですよ。それからしたら、今言われた61年からですか、ずっと取り組まれてきて、もちろん今3つの条件の中の雨水対策、それはもう認めます。ただこうなった場合に、じゃ、こういうことをスパンで考えることはちょっとここでは無理かもしれませんが、例えば10年間、ずっとこれをしてきて、10年刻みで考えた場合に、結果として、これが成果としてどのようにあらわれたのか、26年、じゃ26年が来て、じゃ27年、まだ91ヘクタールありますよと、今度は計画区域、認可変更なりをもらわれて、また、事業認可が出てきてずっと進んでいって、その公共下水道が云々とは僕は言っていません。いかんとも何も言っていません。それは、もう市長が言われた人口集中部ではね、それは大事なことですよ。ただ、今からのエリアが、要するにまちの中心部から少し遠ざかってくるという関係も配慮に入れながら、考慮に入れながら僕は再度この問題に対して質問をしております。

だから、要するに何でも事業を起こすためには、やっぱり結果も必要じゃないかと思うわけですよ。それは、まち部での相当の結果は出ていると思います。じゃ、今から何年後にとなったらやっぱりかなり厳しいので、例えば10年ぐらいやってきて、こういう結果が出ましたとかいうものの成果が見えますか、それとも見えませんか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず公共下水道事業の本来の目的は、これはやっぱり2つあります。生活雑排水をきれいにすると、そして流すということと、雨水排水対策です。これは2つが目的ですから、この

2つの目的を果たすために、今やっているということです。それからもう1つは、この問題を議論する場合に重要なことは、今10年と言われましたが、確かに10年ごとぐらいというのは一つの区切りですが、これは最低数十年の事業なんですね。

先ほど言いましたように、一つの区切りとして、私はきょう何回も申し上げますが、公共下水道事業という手法でやるのは今の納富分区域、これが110ヘクタール、これが過ぎたらあと91ヘクタール残っておりますから、これをさらに済ましてから、そして、その後でそのほかの手法というものを検討するという手順になります。その間は、合併処理浄化槽で申請があれば、補助をやっていますから、それでカバーをしていくと、こういうことであります。

例えば、雨水対策であります。もう十数年ぐらい前までは雨季には必ず市街地の一部は冠水をしておりましたが、そういうこともないようになりました。これは、もちろん雨水排水対策だけではありませんで、ダムもありましょうし、2級河川のこういう何かな、改修工事もあります。そういう総合的なものであります。結果としてはそういうのが顕著にあらわれておりますし、また、以前の議会で御説明申し上げたと思いますが、中川水系の水質、これがAランクからFランクまでと言ったかな、A、B、C、D、E、F、AランクからEランクかFランクまで、それが10年前まではEランクくらいだったのが、今はAランクぐらいになっていると、つまりヤマメとかがすめる、そういう水質になっていると、こういう調査結果もあります。

したがって、やっぱり排水、もう見ただけでわかります。そのあたりの水路を見てもわかりますし、2級河川を見てもわかります。そういう浄化が確実になされておりますし、それから、この雨水対策ですね、こういう問題に対してもやっぱり効果は如実に出てきている、こういうことを感じております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

別に僕はさっき言ったことを否定はしません。今、市長が言われたとおり、以前は鹿島市、特に今のモリナガの手前のにきですか、かなりちょっと雨が降っただけで我々もボートを出して、あそこに救出に行ったこともあります。それから比べると、かなりもうそれはまち部ではびっくりするほどきれいになっています。それはそういう対策もやられています。もう僕はそれはやっぱり認めますよ。それはもう本当にありがたいことです。ただ今からどうしていくか、財政との絡みになってきますので、毎年6億円から7億円ですね、一般繰り入れの中で、やっぱりこういうとも考えていかなければいけないですよ。それで、今言われた27年から28年、こういう91ヘクタールまで済ませたらほかの手法でやっていく、どういう手法で考えておられるのか。要するに、以前は、亀井課長は公共下水道以外は浄化槽ですよと言われたけれども、今ほかの方法で、どのような方法でやっていかれるのか、もうこの議論ば

かりしよってもあれですけども、じゃ1つお尋ねします。水洗化率、いわゆる下水道への接続率は都市部では90%を超えと言われておりますが、本市においてはどれぐらいなのか、また、その結果についての評価をどのようにされているのか、お伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

まず公共下水道の接続率で日ごろお話をしておりますので、まず接続率ですけども、21年3月31日現在で、決算のときに申し上げているのは、世帯数での接続率で77.1%と申し上げていると思います。これを人口別で申し上げますと74.3%になります。水洗化率という言葉でいきますと鹿島市の公共下水道が24%、浄化槽を含めると45%——済みません、確かな資料を持っていませんけれども、新聞等では45.4%やったでしょうか、それくらいの数字で水洗化率は上がっていると思います。（98ページで訂正）

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今の課長の答弁では、約半分弱が水洗化率ということで答弁されたと思います。

じゃ、これからちょっと質問いたしますのは、公共下水道に対する考え方ですけども、これは使用料で賄われているわけですよ。これは平成18年度の下水道統計の日本下水道協会のもとに鹿島市がどうかということでした。そこの中の数値でいきますと、使用料収入が98,304千円、それに対する汚水処理費が204,017千円、これは維持管理費と起債元利償還金も含めてであります。それから計算したら1件当たりの下水道料金は49,926円、本来、支払うべき経費は103,615円、ここに不足分の53,680円というのが資料を見ればこのようになっています。これが間違いなら間違いと言ってください。大体この資料の統計でこういうふうには日本下水道協会が示した数字でございます。

じゃ、こういう数字を頭において、維持管理が使用料で賄える、賄えるというのが当然だから、そうなった場合には、どれだけの接続率があったら賄えるのか。それとも接続率が100%なったとしても賄うことができないのか、その点をちょっとお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これについても今までもう何回も御説明をいたしております。

まず基本的に100%公共下水道に加入してもらったとしても、これは使用料では賄えませ

ん。公共下水道事業というのは、そういうことを前提に成り立っております。

1つは雨水排水の分、これも事業費その他に入っております。ですから、これは除かなければいけません。それから、やはり公的な負担というものを、私がちょっと記憶で恐縮ですが、7割ぐらいは公的負担をしなければいけないという前提で公共下水道事業というのはスタートしたということを聞いておりますので、そういうことがあります。したがって、100%加入をしていただいたとしてもこれはペイできません。これが、しかし公共下水道事業です。ましてや、まだ供用開始をして十数年ぐらいです。順次仕上がったところからずっと供用化開始していますから、直近の仕上がったところのエリアというのは、まだ数年しかたっておりませんので、加入率も低い。そういうものをあわせてエリア内の加入率が七十六、七％ということであります。他の都市も40年、50年、あるいは100年かかって全部完成をして、時間が経過して加入率もアップしているということですから、まだまだこれを10年とか15年の段階で、そういうものを低いとか、高いとか、単純にそこだけとって議論をするというのはいかなものかというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

この事業をずっと続けていく、さっき言われた26年か27年かにはまた考えながら進んでいくということで、そういうことで理解していますけれども、果たしてこの26年ぐらいに来てある程度のできた段階で、これをほかの手法でやられるとしても、今の市長の考えでは7割はもう完全に負担をしなければならないということで進んできたということで、それはそれとして、じゃ平成26年、27年になって、もう先のことはわかりませんよ。あとせめて五、六年後には、いや、ごめんなさい、あと7年ですか、6年か7年後には何とかその手法も考えていきたいと言われましたけど、そうなった——ほかの方法で何か手法を考えていくと言われたでしょう。ちょっともう一回。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

納富分工区が110ヘクタールと90ヘクタールあります。その110ヘクタールが終わるのが26、27年かな、27年ぐらい。それで次の残りの91ヘクタールはそれからかかりますから、27年に110ヘクタールが終わる前年ぐらいには、新しい91ヘクタール、これは同じ納富分工区です。この認可をとらなければいけません。したがって、28年ぐらいから最終的な納富分工区にかかりまして、これが何年かかるか、5年かかるか10年かかるか、これが終わってからほかの手法をどうするかと、こういう時系列を説明しますと、そういうことになります。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

先ほど私が答弁した中で、資料がありましたので、訂正をさせていただきます。

2008年度末現在で、これは新聞に出ている数字でございますけれども、汚水処理の人口普及率ということで、鹿島市は25.1%ですね。それから、浄化槽が19.1%、合計で44.3%が鹿島市の普及率、これが県内平均で68.9%になっているということでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

平成30年以降ぐらいに何とか次の手法を考えるという、そういうふうな答弁じゃなかったかと思います。

それで、ちょっと方向性を変えて、今公共下水道がずっと供用開始されています。ところで、浄化センターも2系列目に入って、あとそこに四、五世帯ぐらい加入されて、話によれば10世帯ぐらいはもう契約されて、実際開始となったのが4世帯ぐらいというような話を聞いていますけれども、今から供用説明会あたりをいろいろやられると思います。

そこで、ちょっとお聞きしますけれども、今からは都市部というか、まち部とは違って、田舎のちょっと離れたところに入っていきます。そうなったら、やっぱり面積の問題も出てくると思うわけですね、受益者負担の問題も出てきます。そういう中で、この受益者負担を接続しに、当然負担が生じてきますけれども、そういったとこに、どのような説明をされているのか。受益者負担、また接続時の説明会ですね、それについてどのように説明をされていますか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

私のほうで今納富分を早急に進めたいということでお話をしておりますけれども、この109ヘクタールの各地区につきましては、区長さんを通じてこの計画について説明をいたしております。その説明の中には、当然ただいま議員が申されます受益者負担金が平米当たり440円かかりますよというお話、それから、大体何年ぐらいにどここのラインに入りますよという説明をしているかと思います。その後実際に実際工事にかかる地区、路線については、また、その周辺の地域の皆さんに集まっていただいて説明会をしているというようなことでやっております。ただ、なかなかその席においでにならない市民の方もいらっしゃいますので、区長さんを通じて紙を持って案内に行くなりをして説明をしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今の説明では1平米当たり440円乗じたということで理解しますが、これからいろいろと中心部から、都市部からずっと離れていきますけれども、そういう中で、当然宅地とみなされる、接続時のとき土地の面積当たりも広くなってくるんじゃないかと思うわけですよ。そのときに、今言われた440円を乗じたとき、まち部のほうと、じゃ、とにかく同じ条件のもとでやったら、ここにかなりの、そこに財産があると言われれば財産ですけれども、そういう面も生じてくると思うわけですよ。このあたりは、今からやっぱりこの計算方法でいかれるのか、少し考える余地はないのか、市長、どがん思いですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは、全く一緒に取り扱っていきます。

例えば、前も説明いたしましたですけど、これは資産価値は宅地としてあるわけです。例えば千葉市とかなんとか、（「千葉畑」と呼ぶ者あり）いや、千葉畑ですね。それで、例えば市が何かの公共用地として購入するときは、やっぱり千葉畑というのは、宅地並みで買いますよ。つまり、売る側からいったらそれだけの資産として、含み資産としてあるということですから、これは当然負担のほうもそれに応じていただかないと、大きな矛盾が生じるということになります。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

これからずっと進んでいく中で、こういうかなり大きいところは、こういう接続時に対してかなりの問題が出てくると僕は思うんですよ。そういうことは当然考えていくべき問題じゃないかと思えます。

最後にいきますけれども、民主党政権になって事業仕分け、民主党政権は何を言われているか、もう厳しいところは浄化槽でいきますよということで、この前の新聞に国交省の下水道事業ということで、概算要求の中で人口の少ないところとか、いろんなものは下水道よりも低コストな浄化槽などの汚水処理施設の整備を進めるほうが効率的だと、こういうふうに言っていますよ。

だから、要するに今市長が言われたとおり、これは今から少子化、人口減少、そういう中で、また鹿島市も今3万2,000人ぐらいですか、いつこれが3万2,000人切っているかもわか

りません。そういう中で、どんどん人口減少の中で考えれば、当然この浄化槽の手法でいくべきものが早い時期にこれはいくのが当然だし、その中で今言われているのは、僕は以前も言った市町村設置型にしていけば加入者が負担するのが10分の1でいいですよと、またいろいろ国からの補助金、いろいろ水道事業債が30分の17ですか、それから国庫補助とか、費用全体の3分の1とか、そういうものを条件も限定つきで時限でされていますけれども、これが一つのモデルになっているけれども、これを3年間で打ち切るとは言っていないわけですよね。だから、そういう面でもこういう手法も考えていかないと、このままどんどん10年、20年でいったら大変なことになるじゃないかと僕は思うわけです。そういうことも考慮に入れながら、今ここに立たせていただいております。

最後に聞きますけど、市長はこのことに関してどう思われますか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

事業仕分けで民主党政権が浄化槽が安いと言われたと、これは当然ですよ。浄化槽はそこだけとらえたら安いとさっきから言っておるでしょう。ただ、鹿島市の場合は雨水排水があるから、雨水排水まで合わせた工事の比較でいうと、公共下水道事業が安くて済むということで、これでやっていますということです。それから、今の条件下で先ほど説明をしております納富分区域までは公共下水道でやると、これができないということになれば、そのときになってまた考えなきゃいかんということですよ、要するに。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

次に移ります。雇用問題です。

今課長の答弁の中では、ハローワークの中で有効求人倍率が10月は0.46倍ということで、かなりあつですけど、それに対する僕が一番危惧しているのは10月末で7割弱の求人ということで、かなり厳しいものが、また、これが12月、1月となったらかなり厳しくなってくるんじゃないかと思っています。

新卒卒者ですか、新聞あたりを見てもいい情報はありませんね、かなり厳しい。鹿島市に限らず全国的に厳しい状況であります。

ここに11月22日の佐賀新聞では失業者が12カ月連続増と、10月見通し過去最悪に迫るといふ、こういう大きい文字が出ていました。これを読んでいたら時間がたちますので読みませんが、太文字でこういうものが出てきています。そこで、この景気刺激対策、雇用対策というのは、今市民の最大の関心事であります。

そこで、本市の就労状況についてお尋ねしますが、中高年の状況についてはどのようにな

っているのか。

中高年の方々は、自分の世帯、家族を支えておられる方で、こういった方がリストラされた場合どうしていくのか、本当に厳しい状況であります。中高年対策としてどのようなものがあるのか、また、相談窓口の設置はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

まず中高年の就労状況についてということでございますけれども、中高年につきましてのハローワークでの求職者等につきましては、大体毎月450人程度で推移している状況でございます。例えば、10月の例をとりますと、全体の求職者の中に対して、中高年の求職者の割合が27.9%というふうな状況になっております。

また、その月で1カ月で就職率といいますか、これも全体は42.8%と幾らか高い状況にあるんですけれども、中高年については25.6%程度の低い状況がございます。

中高年で今後再就職となりますと、なかなか技術や資格を持っていればいろいろあろうかと思っておりますけれども、今の状況ではいろんな研修制度によって、いろんな資格をとったりしてハローワークを通じて研修に行かれているという事例等がございます。最近、佐賀県立の産業技術学院というところでは、ITコール課とか、簿記会計とか、介護パソコンとか、新しいような職種もございまして、これは受講料等については無料になっているということで、ことしの4月から鹿島管内で102名の方がこの研修に参加されてきた状況がございます。

また、相談窓口ということですが、商工観光課のほうでも緊急雇用金融相談窓口等を設置しておりますが、実際、具体的に相談に行かれている状況は、ハローワークのほうに出向かされているケースが非常に多いようです。

また、国と県についても佐賀地域共同就職センターというのが佐賀市のほうに設置されておりまして、ここでも離職者に対する再就職支援の相談を実施されているところです。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

中高年となったら、今数値で言われたとおりなかなか厳しい実態ですね。かなり厳しく、また、これからもっともっとうこういう厳しい数字が出てくるんじゃないかと思っております。

そこで、次に行きます。

雇用の悪化、悪化は結局さっき申しましたとおり消費を手控えさせ、企業の意識は物やサービスの価格を下げる方向に働き、これが企業収益を悪化させて賃下げを招き、さらに消費を減少させる、さっき言ったデフレスパイラルに陥る危険が強まっていると言われております。

雇用環境の回復に時間を要することが見込まれることから、デフレスパイラルに陥ることを危惧するものでありますが、このことに関して市長の御所見をお伺いするとともに、税収確保の観点から、雇用環境好転への手だてとして、ハローワークなど関係機関と連携をとる中、長期的な展望をもって新たな技術習得のための研修制度の創設や助成制度が必要と考えますが、この点はいかに考えておられるか、お伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

松浦商工観光課長。

○商工観光課長（松浦 勉君）

雇用対策として、なかなか市単独で実施できるというふうなことは厳しいものがあるかと思えます。先ほど、デフレ宣言とかデフレスパイラルの危険性等について議員申されましたけれども、国のほうの第2次補正予算等について、雇用対策の拡充や中小企業への金融対策等の延長等の実施によって、これを解消していきたいというふうには考えます。

また、研修制度については、先ほど申し上げましたとおり、県の機関、あるいは雇用機関の研修制度を積極的に活用されるようにPRしていきたいというふうには考えているところで

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

景気対策、雇用対策ですね、これは政府が補正で打ち出してきておりますので、それを腹いっぱい受けた形で鹿島市も連動した形で受けてやっております。

職員がちょっとこれ以上仕事を抱えたらこなさきらんですよというぐらい抱えながらやっておりますので、先ほど課長が申しましたように、こういう国、県との連携、これは今後も鹿島市単独というわけにはいきません、景気対策とか雇用対策というのは。したがって、国、県と連携を密にしながら、積極的に行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

雇用で最後にしたいと思います。

今、テレビ等でいろいろハローワークでもニュースでやっているワンストップサービスですね、この件は全国で77カ所あるハローワークで試行的に実施されているようです。これはどういうことかといったら、この中で雇用はもちろんのこと、また多重債務問題、それから心のケアの問題、いろいろそういうのを兼ね備えてやっていますけれども、このことについて、いろいろ雇用、市民生活に及ぼす影響、雇用不安、また経済不安、こういうものが物心両面において実に大事であると思えます。不況の時代だからこそ、今までにも増して市民に

優しい行政を発信することは、心の危機管理の観点からも大きな意義があると考えます。窓口における相談対応や情報提供、また、ワンストップサービスの充実など、市民一人一人に対する配慮ある丁寧な対応が一層望まれると思うものですが、ここで市長の御見解を聞いて雇用問題を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

ワンストップサービスの件で、県のほうから福祉事務所のほうにも調査等来ておりますので、その件で若干私のほうから御説明申し上げます。

一応2日付ぐらいのメールの紹介で、ワンストップサービスにおける福祉サイドでの状況についてどうかということで、今来ている状況でございます。

ワンストップの中身についてですけれども、ハローワークのほうに福祉事務所の職員、あとは住宅関係とか社会福祉協議会からもそれぞれの市、町の職員ができれば派遣をお願いしたいというようなことでの考えであります。先般11月30日に、全国の主要都市といいますか、東京、大阪、名古屋の大都市の中で、試行があったところでございます。その状況を受けて、今後どうするかというようなことでの先般言いました調査と思います。ただ、ちょっと現段階で私どもの担当としてのあれは、各市の状況も踏まえながら、どういうふうな形でこれに対応するかというものについては現在検討をしている段階でございます。

あと、さきの松尾征子議員の質問の中でありました、10月1日からの新たなセーフティネットの関係ですけれども、これにつきましてもハローワークでやることになっておる項目が結構ありますので、その辺はハローワークの中で御確認をしていただければと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

実は内容は同じでございますが、ただハローワークとの関連がちょっとあったものですから、私のほうが手を挙げたんですけれども、まさに今福祉の所長からあったように、ワンストップサービスというのは雇用だけじゃなくて、今おっしゃったように生活保護の問題とか、生活資金の問題、それから債務の問題、そういったところまで一手に相談に乗ろうという、ようやく、いつも松尾議員がおっしゃっているように、ようやく国が動き出してきたというふうな状況でございます。これを今回11月30日、一日だけだったんですね。ただ、これはどういう目的にしたかというたら、分析をしたいというふうな話なんです。この結果で制度の周知の問題とか、来ていただいた方の状況あたりを分析して、もう一回12月中に、これは

ハローワークの全国に広げていきたいというふうなことがあるようです。このことについての所要の経費が地方自治体に生じた場合は、国もある程度考えていくというふうな、そういった話ですので、全国の末端まで相談が広がっていくということを期待いたしているというふうな状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

ぜひ期待をしていきたいと思えます。

最後に行きます。要援護者の避難支援対策について質問をしていきたいと思えます。

今の段階での名簿の把握、区長さん、民生委員さんの協力を得て、また同意を得て、いろいろ今言われた身障者、1級、2級、それから知的障害の方、要介護者の方とか、高齢者75歳以上の方とかいろいろ調査され、1,300人を調査の対象にしたということで答弁をいただいております。

そこで、災害時の自助、共助、公助の役割分担の中で、要援護者支援における鹿島市の役割をどのように考えるのか。また、その役割を果たすための町内の組織体制や関係各課の連携のあり方について、御見解をお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

関係各課となりますと、市の中では防災部局、福祉部局、それと高齢者の部局、要するにうちで言えば3課の連携という形になります。これは、お互い3課が協力した形の連絡会議をつくっております。その中からこういう形の調査を今始めているところです。

市としましては、結局一番最終目的は、これは地域の互助が大切です。要援護者の方を支援するというのは、そこが一番大切ですので、市としての最終目標は各地区に自主防災組織、そういう形の組織をつくっていただければと思っております。地域コミュニティーによる共助の心が鹿島市のほうにはまだ残っていると思えます。それを形にさせていただき、各地域に自分たちの地域は自分たちで守るという、いわゆる自主防災組織をつくっていただくというのを、私たち、それと県と一緒に、そういう形をつくっていただくというのを私たちはお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

次に行きたいと思います。

いろいろ今登録作業をされている中で、この進め方についていろいろな課題が多いんじゃないかと思います。御苦労されていると思います。大事なことは、本来支援が必要となる方々を登録台帳から漏れないようにすることが非常に大事な視点ではないかと思います。

鹿島市にも個人情報保護条例が定められています。他市の事例も参考にしながら、本来支援を必要とする方々が台帳から漏れることがないように取り組みをお願いしたいと思いますが、この件についてお聞きします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

災害時に援護の必要な方々の登録台帳から漏れないようにどうするかという御質問ですが、いざ災害となったときに、私たちとしては登録台帳というのは、本当はいざとなったときは余り意味がないと思っています。ただ、これは合意がなければ、例えば民生委員さん、区長さん、自主防災組織、そういうところと両方の共有ができませんので、今調査をさせていただいて、それぞれの皆様から合意を得ているという形です。

先ほど1,300人の方を対象にして調査してと申し上げましたが、これが台帳から漏れているか、漏れていないかはわかりません。合意をいただいた方が現在までのところ1,095人いらっしゃいます。この方たちが合意をいただきまして登録していただいたところです。これは、ちなみに県内の20市町の中では佐賀市の約1,800人に次いで多い数字になっております。以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

先ほど、1,095人と言われました。それで登録台帳、この内訳あたりは今言われた高齢者、特に鹿島市の場合は75歳以上ですか、それから高齢者ひとり暮らし、高齢者のみの世帯、また障害者、難病患者、それぞれはどのようになっているんですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

ただいまの御質問、それぞれの分類では実数の1,095人を超えます。これはお一人の方でその分類に重なって登録という形になりますので超えます。ですが、ちょっと参考までにお答えいたします。

身体に障害のある方、1、2級の方で445名、知的障害をお持ちの方で養育手帳Aの方で

20名、精神に障害をお持ちの方で1級の方で3名、介護保険による要介護認定3から5の方で89名、高齢者75歳以上のみの世帯で523世帯です。そのうち、お一人世帯が286世帯、2人以上の高齢者のみの世帯が237世帯、特定疾病の認定を受けておられる方で合意いただいた方が62名、そして、小児慢性特定疾病の認定を受けておられる方が7名という形に、これはあくまでまだ調査中です。現在のところの数字でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今報告された中で、いろいろと障害者、また難病患者の方、いろいろおられる数値を今報告いただきましたけど、障害者の範囲についてちょっとお伺いしていきたいと思います。

これは、災害時に自分で避難できない、避難に時間を要する人等ですが、障害者や難病患者の場合、等級等による基準だけで一律に線引きをするのではなくて、不安を持たれる障害者や難病患者のお話をしっかり聞かれた上で柔軟に対応していくべきではないかと思いますが、このことについてお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

今議員申されたように、一律に線引きすることは私たちも考えておりません。あくまで今の段階でこういう形で調査をさせていただいたということです。それではいけないと考えましたので、いわゆる手挙げ方式という形で、こういうときに、災害時に援護は必要だと思われる方はこちらのほうに御連絡くださいということで、市報等で登録の呼びかけを行ったところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

朝日新聞の調査でこういうことが載っていました。北九州市で行われた調査ですけれども、ここで災害発生時の単独避難できるかという問いに対し、知的障害者の65.4%、18歳未満の障害児の場合71.7%は避難できないと回答され、身体障害者と精神障害者も避難できるとされた方は半数程度にとどまっているという新聞記事が載っているわけですよ。これからいろいろと進められていく中で、今課長が言われたそういう中で登録、また避難体制、登録のとき、こういうものが一つも漏れることがないようによろしくお伺いをしていきたいと思います。

次に、災害時要支援者に対する支援体制の整備について、現在どのようになっているのか、進捗状況なりお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

避難体制の整備の進捗状況ということによろしいのでしょうか。

先ほど申し上げたのと最終目的が自主防災組織の設立ということで考えておりますので、ちょっと重複しますが、御説明させていただきたいと思います。

これは、各地区の区長さんや民生委員さんに御説明させていただいたときに申し上げたことですが、災害時に援護の必要な方々の把握、関係機関との情報の共有の目的は、いわゆる減災、災害に被災される方をできるだけ少なくしたいということです。そのためには、先ほど議員申されましたように、公的な消防防災機関だけでは阪神・淡路大震災以降の災害が教えているように、現実には限界があります。そこで、公的機関と地域とが連携して初めて効果があらわれると言われております。そこで、自主防災組織の設立をお願いしたいという形で今作業を始めているところです。

まずこの自主防災組織の設立について、ことしの夏場からだったと思いますが、県の消防防災課の防災監の方と担当者の方に来ていただきまして、七浦地区は既に自主防災組織はできておりますので、それを除いた5地区について区長会にそれぞれ出向かせていただきまして、設立の検討をお願いしたところです。現在、前向きに考えて検討していただいているところがございます。ぜひともそれが自主防災組織の設立につながっていただければと思っております。

そういうことで、最終的には自主防災組織をつくっていただきたいのが全地区には今はないわけですから、それでは今災害があったらどうするかということがあると思います。そこで、まず市の体制ですが、鹿島市災害対策本部と6地区対策部に災害時要援護者担当班を置くこととしております。このこと自主防災組織が設立されている地区には自主防災組織とが、自主防災組織がない地区につきましては、地域の方々と消防団の皆様等と災害時要援護者担当班が連携して、例えば台風や大雨のとき、避難が必要であれば避難の呼びかけ、誘導等をお願いしたいと考えています。

なお、今年10月に鹿島市災害時要援護者避難支援のプランをつくっておりまして、区長さん、民生委員さん、それとか県、そういうところ11団体ぐらいの代表者からなる連絡協をつくっております。そこで、今いろいろな案を出していただいているところです。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。

最後に行きたいと思います。

ここで避難場所、避難所とか避難経路、マップづくり、これについてお伺いしますが、県は災害時のモデル避難所整備指針を策定して公表していますが、本指針に示された整備項目を取り入れてはどうかと思いますが、この点についてはどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

申しわけございません。

県の指針を取り入れてというのは、県の指針を済みません、私たちが独自に今考えているのは避難、避難所をどうするかです。避難所については、今調査をした、登録をしていただいた個々の方々に、今時点での避難所をそれぞれお宅はここが一番近い避難所ですよという説明をしています。本年度中に中川など鹿島市内の4河川の洪水ハザードマップを作成します。それを参考として、区長さんや民生委員さんたちにもまたお願いすることになるんですけど、相談しながらそれぞれの登録者の方に一番適した災害の種類に応じた避難所をそれぞれに決めていきたいと考えております。

そういうお答えでよろしいでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

時間もないですので、最後に実際災害時のときの避難所での生活を考えたときに、多くの高齢者が持病や精神的な負担により2次被害者となるケースが全国的に多くあっているようです。要援護者登録台帳に登録されている中でも、寝たきりやそれに近い方については、福祉避難所について手当てを行うべきだと僕は考えております。そういう中で、いろいろお伺いしましたがけれども、こういう考えは最終的にお持ちなのかどうか、これをお伺いして終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。簡潔に答弁をお願いします。

○総務課長（中川 宏君）

お答えいたします。

せっかく救助された方で避難所の中で残念ながらお亡くなりになるという方がいらっしゃるということで、今回それぞれ調査させていただいている中に、その方が必要な薬とか、非

常時に持ち出すものは何なのかとか、そういうのを調べさせていただいております。

それで、今御質問は福祉避難所の考えはないかということだと思います。これは確かに必要だと思います。検討をしていかなければならないんですけど、今鹿島市の中にこれに該当するような施設、それから、やはりそれに向けては相当の経費が必要でございます。ですから、もう少しちょっと検討の時間をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

以上で9番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。次の会議は明9日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時41分 散会